

平成 2 3 年 9 月 2 1 日 開会

平成 2 3 年 9 月 2 2 日 閉会

平成 2 3 年

第 3 回 定 例 会 会 議  
( 第 1 日 9 月 2 1 日 )

小 豆 島 町 議 会

# 平成 2 3 年 第 3 回 小豆島町議会定例会会議録

---

小豆島町告示第 5 7 号

平成 2 3 年 第 3 回 小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 2 3 年 9 月 6 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1 . 期 日 平成 2 3 年 9 月 2 1 日 ( 水 )

2 . 場 所 小豆島町役場 議場

---

開 会 平成 2 3 年 9 月 2 1 日 ( 水曜日 ) 午前 9 時 3 0 分

閉 会 平成 2 3 年 9 月 2 2 日 ( 木曜日 ) 午後 0 時 1 9 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 欠席 ×

議席 番号	氏 名	9月21日	9月22日	
1	森 口 久 士			
2	谷 康 男			
3	大 川 新 也			
4	柴 田 初 子			
5	藤 本 傳 夫			
6	森 崇			
7	新 名 教 男			
8	安 井 信 之			
9	植 松 勝 太 郎			
10	渡 辺 慧			
11	村 上 久 美			
12	鍋 谷 真 由 美			
13	中 江 正			
14	中 村 勝 利			
15	浜 口 勇			
16	秋 長 正 幸			

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	
町 長	塩 田 幸 雄			
副 町 長	竹 内 章 介			
教 育 長	後 藤 巧			
企画財政課参事課長	松 本 篤			
総 務 課 長	空 林 志 郎			
住民福祉課参事課長	宗 保 孝 治			
税 務 課 長	松 尾 俊 男			
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章			
保 険 事 業 課 長	島 田 憲 明			
介 護 事 業 課 長	岡 秀 安			
環 境 衛 生 課 長	樋 元 一 郎			
商 工 観 光 課 長	坂 東 民 哉			
才 り ー プ 課 長	城 博 史			
農 林 水 産 課 長	石 山 豊			
建 設 課 長	尾 田 秀 範			
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志			
池田総合窓口センター所長	村 口 佐 吉			
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司			
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海			
水 道 課 長	曾 根 為 義			
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬			
社 会 教 育 課 長	大 下 淳			
介護老人保健施設事務長	(兼)岡 秀 安			
病 院 事 務 長	莊 野 守			

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大江正彦

議事日程

別紙のとおり

平成23年第3回小豆島町議会定例会議事日程

平成23年9月21日(水)午後1時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会議の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 一般質問 10名
- 第5 緊急質問の件
- 第6 報告第8号 平成22年度決算における小豆島町健全化判断比率について  
(町長提出)
- 第7 報告第9号 平成22年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率に  
ついて (町長提出)
- 第8 報告第10号 平成22年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率に  
ついて (町長提出)
- 第9 報告第11号 平成22年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における  
資金不足比率について (町長提出)
- 第10 報告第12号 平成22年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不  
比率について (町長提出)
- 第11 議案第37号 専決処分の承認について(小豆島町税条例の一部を改正する  
条例について (町長提出)
- 第12 議案第38号 専決処分の承認について(平成23年度小豆島町一般会計補正予  
算(第3号)) (町長提出)
- 第13 議案第39号 平成22年度小豆島町歳入歳出決算認定について (町長提出)

- 第 1 4 議案第40号 小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について  
(町長提出)
- 第 1 5 議案第41号 公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更に  
ついて (町長提出)
- 第 1 6 議案第42号 小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について  
(町長提出)
- 第 1 7 議案第43号 公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更に  
ついて (町長提出)
- 第 1 8 請願第1号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への意見書の  
提出を求める請願書

開会 午後1時00分

議長（秋長正幸君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

こんにちは。本日は、何かとご多忙のところ、また昨日からの台風15号の水防活動で大変お疲れのところ、ご参集くださいましてありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る9月14日開催の議会運営委員会におきまして決定されたところですが、台風15号の影響で本日の開会時刻がおくれておりますので、一部の議案審議はあすに繰り延べさせていただきます。

本日の日程はお手元に配付のとおりといたしますので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のごあいさつがあります。町長。

町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会9月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本年は、3月の東日本大震災に始まり、7月末の新潟、福島の高雨、紀伊半島に大きな被害を与えた先日の台風12号、また本町でも床上浸水の被害も出た台風15号の影響によるゲリラ豪雨など、日本全国で大規模な災害が発生しています。まだまだ台風シーズンは続きます。危機管理には万全を期して取り組んでまいりたいと思っております。

さて、7月からのジャンボフェリーの就航は、観光を中心とした小豆島の活性化に大きな役割を担ったものと思っておりますが、これに安心することなく、オリーブはもとより棚田、残石など、島の魅力を高める取り組みをより一層推進することが重要であると考えています。

また、住民の皆様が安心して暮らしていくためには、医療の確保と福祉の充実は不可欠と考えています。中でも、公立病院を安定して運営し、将来にわたって島民の必要な医療を確保することを何よりの最優先課題として取り組んでまいります。

本定例会は報告案件5件、専決処分の承認2件、人事案件1件、その他の案件4件、補正予算の審議4件並びに平成22年度歳入歳出決算認定をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本

日の第3回定例会は成立しました。

これより開会します。(午後1時03分)

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。6月11日以降9月10日までの主要事項に関する報告、監査委員からの出納例月検査執行状況報告書3件、監査委員からの決算審査意見書報告、財政・経営健全化審査意見書報告については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく本町が出資している政令で定める法人の経営状況を説明する書類4件については、議員控室にて閲覧に供しておりますので、印刷配付並びに朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

議長(秋長正幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、4番柴田初子議員、5番藤本傳夫議員を指名しますので、よろしくをお願いします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

議長(秋長正幸君) 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付してあります日程表によりまして、本会議は本日と明日22日とし、会期は本日と明日の2日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋長正幸君) 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日と明日の2日間



と決定しました。

~~~~~

### 日程第3 所管事務調査報告について

議長（秋長正幸君） 次、日程第3、所管事務調査報告書についてを議題といたします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により各委員会委員長から報告を求めます。

初めに、交通問題特別委員会で調査された案件について委員長の報告を求めます。浜口委員長。

交通問題特別委員長（浜口 勇君） 平成23年9月21日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。交通問題特別委員会委員長浜口勇。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。記。

1．調査案件。坂手神戸間の定期フェリー航路の復活について。

2．調査の経過。平成23年6月20日、委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査をした。

3．調査の結果。

坂手神戸間の定期フェリー航路の復活について、企画財政課から詳細な説明を受けた後、出席委員、傍聴議員から意見を求め、次のとおり議会としての対応を確認した。

(1)坂手神戸間の定期フェリー航路の復活を歓迎するとともに、航路事業者の英断に感謝と敬意を表する。

(2)就航セレモニーや神戸みなとまつりにおけるPR活動に参加するほか、就航初日の坂手発着便について出迎え、見送りを行うなど、地元自治会や観光事業者等と連携してPRと利用喚起に努める。

(3)議会における公務出張に積極的に利用するほか、議員の個人的な利用を奨励する。  
以上、報告いたします。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

次に、総務建設常任委員会で調査された案件について、委員長の報告を求めます。藤本委員長。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 平成23年9月21日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。総務建設常任委員会委員長藤本傳夫。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1．調査案件。地域防災計画の見直しについて。

2．調査の経過。平成23年8月31日、委員会を開催し、町長、副町長及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3．調査の結果。

(1)国、県における被害想定や防災計画の見直しと並行して、町独自に巡回ミーティングを行い、避難所の見直しと地区ごとの問題点抽出に着手していることは評価できる。巡回ミーティングの結果を踏まえて、地域防災計画の見直しを早急に進められたい。

(2)津波から人命を守るためには、住民自身が土地の高さを知り、迅速かつ確実に高台へ避難する意識を持つことが重要である。現在計画している海拔5メートル表示シールの張りつけは有効な手段の一つであり、表示箇所数の充実と住民への周知に努められたい。

(3)役場本部、消防署、消防団や自主防災組織など、関係機関の情報共有と連携強化を図り、高齢者や障害者も含めた確実な避難を期するため、防災訓練の充実に努めるとともに、自主防災組織におけるきめ細やかな共助体制の整備を支援されたい。以上、意見を出しました。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番村上議員。

11番（村上久美君） 調査の結果のところの(1)のところについて少し伺います。

町独自の巡回ミーティングを行うよう要請しておりますし、その結果を踏まえて見直しをというふうに求められておりますが、防災計画についてはやっぱり端々の人たちの意見を十分にくみ上げていくということが必要であると思いますので、今後の巡回ミーティングを行うことを求めることについては、今後どういう箇所、回数、地域の活動とか、そういうふうなことが具体的な話として出されたのか、あるいは委員長としてどのように考えているのか伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 5番藤本議員。

総務建設常任委員長（藤本傳夫君） 非常に細かい箇所数とかそういうのは出なかったと思いますけども、順次各地区ごとで相談をして回っていくということであったと記憶しております。詳しいことは課のほうでお願いします。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） ただいまの藤本委員長のほうからの話でございますけれども、私どもといたしましては、基本的には公民館単位程度で回らせていただきたいと考えておるんですけれども、やはりミーティングをする場合は、個々の自治会、小さな自治会も含めまして、との会話をしていきたい、そういうふうを考えております。ですから、場所は同じところでも分かれてやるとか、そういうふうなことを考えております。

議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これで所管事務調査報告を終わります。

ここでお諮りします。

この際、日程の順序を変更し、日程第5、緊急質問の件を先に審議したいと思います  
が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。日程の順序を変更し、日程第5、緊急質問の件を先に審議することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第5 緊急質問の件

議長（秋長正幸君） 日程第5、緊急質問の件を議題とします。

小豆島の福祉と医療の充実に関する件について、渡辺議員から緊急質問の申し出があります。渡辺議員の小豆島の福祉と医療の充実に関する緊急質問の件を議題として、採決します。この採決は起立によって行います。

渡辺議員の小豆島の福祉と医療の充実に関する緊急質問に同意の上、発言を許すことに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（秋長正幸君） 起立多数です。したがって、渡辺議員の小豆島の福祉と医療の充実に関する緊急質問に同意の上、発言を許すことは可決されました。

渡辺議員の発言を許します。10番渡辺議員。

10番（渡辺 慧君） 緊急質問を認めていただきましてありがとうございます。

少子・高齢化が急速に進む小豆島において、医療と福祉の充実は最大かつ喫緊の課題であり、公立病院の統合を掲げた地域医療再生計画の行方は、小豆島の将来を左右する重大な問題であります。国の内示を目前に控え、地域医療再生計画への取り組みが待ったなしの状況となる中で、日々目まぐるしい動きがあると思いますが、ごく最近小豆島の医療体制を揺るがすような大きな動きがあったと聞き、医療や福祉の先行きに強い不安を感じざるを得ませんでした。

この際、最近の状況をご説明いただくとともに、今後の取り組みや方向性について、町長のお考えを一刻も早く議会や町民に示していただく必要があると思います。

そこで、次の3点について緊急質問をさせていただきます。

まず、2つの公立病院の統合が盛り込まれた地域医療再生計画が承認された場合、実現に向けてどのような取り組みを行うのでありますか。

2つ目、医療と福祉は密接な関係があります。本年度は介護保険事業計画を初め福祉関係計画の策定年度となっていますが、計画策定の基本方針とともに、福祉の充実に向けた基本的な考え方をお伺いします。

3つ目、3月議会の施政方針で、小豆島で医療や福祉の分野などさまざまな新しい取り組みを行う総合特区の申請を行うと述べられましたが、申請期限が間近となった現在の状況をお伺いします。以上、よろしくお願いをします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 渡辺議員のご質問にお答えします。

渡辺議員がおっしゃられたように、人口減少と少子・高齢化が進む小豆島のこれからの発展を図る上で、福祉と医療を充実させるということが不可欠であると、町長就任以来考えておりますが、現実に小豆島の福祉と医療が抱えている現状は大変厳しいものがあります。とりわけ、現在小豆島の中に土庄中央病院と内海病院という2つの公立病院がありますけれども、全国的な医師、看護師不足の中、また小豆島の人口の減少、高齢化の進展という中で、このままでは医師の確保が困難になり、小豆島において必要な医療の確保が大変難しくなる状況が現実のものとなろうとしています。現に、例えば心筋梗塞とか脳溢血があった場合に、小豆島の病院の中で直ちに対応できる体制は整っておりません。これは、必要な医師が小豆島から立ち去ったということにございます。こうした現状を打開するためには、思い切った対策をして、医師にとっても看護師にとっても、また住民にとっても魅力のある病院を一日も早く築き上げることが必要だと思えます。そうした努力がなければ、必要な医療、またこれに関連した福祉も小豆島で確保できなくて、小豆島の皆さんが苦勞するだけじゃなくて、島の発展が阻害されると思っております。

そんなことが、2つの公立病院の中で医療を確保することが難しくなっているような状況があるのかと思われる町民の方がおられるかもしれませんが、先ほど渡辺議員のご質問があったように、隣町の公立病院で極めて重要な立場にある医師が、小豆島の行政を含めた関係者の医療問題に対する認識について不安を感じられて、辞意を表明されたという事態がございました。仮に、これが現実のものとなって他の医師にも連鎖した場合には、あすにも小豆島の医療の確保が困難になる、そういう切迫した状況にあると思えます。幸

い、関係者のご尽力によりまして、もう一度きちんと小豆島の医療を立て直そうという動きになっていますけれども、私を含めて島民が真剣にこの問題に取り組む必要があるかと思っています。

幸いにして、香川県のほうにおきまして小豆島の医療を考える会、県の医師会長でありますとか、県の看護師会の会長、香川大学の先生、香川県における医療の専門家の人たちが、全員で7人の委員会だったと思いますけれども、集まっていたきまして、小豆島の医療の将来構想を考えていただいたところでございます。その内容は、土庄病院と内海病院を統合して新しい病院として、現在の2つの公立病院については診療所とするという案であったものでございます。その案に基づきまして、ご質問の香川県地域医療再生計画という内容で、国、厚生労働省に補助を要請すべく申請を出したところでございます。国におきましては、地域医療再生基金という制度を現在設けておりまして、できるのであれば公立病院の統合等について必要な国庫補助をするという基金がございます。これを香川県のほうが申請をしてくれたわけでありまして、私としましては、最初で最後のチャンスだと思いますので、香川県の案を基礎にして、これから内海病院と土庄中央病院の統合問題に対応してまいりたいと思っております。

国のほうの状況でありますけれども、現在専門家による審査をしております、当初は9月中に国の方針の内示があるということでありましたが、内閣の改造等もありまして、国の内示時期については10月の中旬あるいは下旬になると聞いているところでございます。国の補助金が決まることが前提になるわけでありまして、仮に国の方針が国庫負担をしてみようということであるならば、小豆島としてもこれを前提にした検討を進めていきたいと思っております。この問題につきましても島民の理解が不可欠でありまして、行政が合意に努めて成就するものではございません。丁寧な手続をこれから踏んで、関係者の合意を得ていきたいと思っております。

具体的な取り組みでありますけれども、まず、今の予定では10月14日に小豆島町、土庄町と共同で小豆島の福祉と医療をよくする島民会議というのを設けまして、その場を通じまして大きなコンセンサスを島の中ですべく議論を始めていきたいと思っております。この島民会議には、座長を香川県の医師会長である森下先生にお願いをしております。この森下先生は、先ほど申し上げました香川県が設けた小豆島の医療を考える会の座長をされた方でございます。それから、病院の再編成と福祉の問題、密接な関係でありますので、福祉分野の専門家として四国学院大学の村田教授に副座長をしていただくことにしております。そのほか、私と土庄町の岡田町長が副座長をしまして、そのほかに土庄町と小豆島

町の議会の関係者でありますとか、自治会の代表者、婦人会の関係者に参画をしてもらいまして、土庄町と一緒に小豆島全体の福祉と医療をよくするにはどうしたらいいかという会議を10月から設けて議論をして、コンセンサスづくりに努めてまいりたいと思っております。

それから、小豆島町において、ご質問の中で医療と福祉は密接な関係にあるということで、本年度中に介護保険事業計画など障害者の計画、福祉関係の計画を策定する必要がありますけれども、この高齢者福祉をどうするかということも、病院問題がどのような方向で進んでいくかと密接な関係があります。先ほど申し上げました島全体の小豆島の福祉と医療をよくする島民会議と並行して、小豆島町独自の住民の皆様との意見交換の場として小豆島町の福祉と医療の推進会議を今月末には設置いたしまして、この会議については毎月2回程度開催しまして、住民の皆様、関係の皆様との意見交換をして、小豆島町における医療と福祉をどうしたらいいかということを検討し、コンセンサスを得てまいりたいと思っています。この会議は、大変大きな課題でありますので、普通であれば、例えば前回の介護保険事業計画は富田内海病院名誉院長にお願いしておりましたが、この小豆島町の医療と福祉をどうするかということは、小豆島町の今後の発展を左右する話でありますので、私自身が座長を務め、先ほど申し上げました四国学院大学の村田先生に副座長をもらい、町民の代表的立場の方々に集まっていただきまして議論をして、小豆島町の医療と福祉を今後どう進めるかということを検討していきたいと思っています。

それから、この小豆島あるいは小豆島町における福祉と医療の見直し、充実をする上で、現行の制度を前提として小豆島での必要な医療や福祉の充実は困難であると思っておりますので、さまざまな法律の例外措置を国において講じていただく必要があります。そのために、ご質問にありましたような総合特区を申請をしていこうと思っております。総合特区制度は、さきの国会において総合特別区域法という法律が成立いたしまして、この総合特区には2つありまして、国際戦略総合特区と地域活性化総合特区と2つの特区制度があるんですけれども、小豆島で考えているのは地域活性化総合特区という制度でございます。この地域活性化総合特区というのは、地域を指定してそこがある目標を立てた場合に、その目標達成のために必要な法律の規制緩和でありますとか、財政支援を国が特別に行おうとするものでございます。この議会でも何度か申し上げましたように、これから病院の再編成でありますとか、福祉の全体的見直しをする上で、現行の制度のみでは対応しがたいと思っておりますので、小豆島の福祉と医療を軸とした地域活性化についての総合特区に指定してもらおうべく申請を考えていることを申し上げたところであります。

が、この地域活性化総合特区制度については、中心的には東北の被災地を重点的に指定するということになりまして、全国で総数で20カ所程度しか指定をされないということでございます。

別途、香川県におきましても、K - M I X といって香川県の遠隔医療ネットワークシステムがありますが、香川県全体の医療について、医療法の例外を設ける特区制度の申請を考えておられまして、内閣府、香川県のほうから2つで申請した場合には、共倒れする可能性が大であるということで、私自身は小豆島単独で医療・福祉を軸とした総合特区制度の指定を申請するつもりでありましたけれども、国の事情あるいは香川県からの要請、知事自身から要請をいただきました。ということで、香川県の特区申請の中に、先ほど申し上げました小豆島の福祉と医療の地域活性化の構想を盛り込んだもので、今月末に国に申請をしていただくことになっております。現時点で聞いておりますところでは、表題としては香川医療福祉総合特区、小豆島を初めとするかがわ遠隔医療ネットワークを生かした安心のまちづくり計画ということで、県からの申請になる予定でございます。この県からの申請の内容の中に、小豆島でこれから公立病院の再編成あるいは地域福祉の充実に必要な措置はすべて盛り込んでいただいております。

地域活性化総合特区にはぜひとも指定をしていただきたいと思いますと思っておりますが、全国での競争はかなり厳しいものであります。香川県知事とともに全力で香川県小豆島が指定されるべく努力をしていきたいと思っております。

冒頭申し上げましたように、私自身厚生労働省で福祉や医療について仕事をしてまいりましたが、小豆島の発展をする上で、福祉・医療の充実が不可欠と考えております。中でも、このままでは島民が必要な医療を受けることができないということは、脳溢血や脳卒中を初め、あるいは心筋梗塞で直ちに必要な医療が対応できないということは、要介護の高齢者などが増えるということの意味するものでありまして、福祉と医療の充実はともに大変重要なことでもありますので、そのためにこれまでの経験を生かして全力投球をする所存でありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

~~~~~

#### 日程第4 一般質問

議長（秋長正幸君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。



なお、議員申し合わせ事項による一般質問の時間を守っていただくために、5分前にこちらから札を出します。その後の時間配分に十分ご留意いただきますようお願いいたします。15番浜口勇議員。

15番（浜口 勇君） 私は、坂手神戸間ジャンボフェリー就航後の経過についてお尋ねいたします。

坂手神戸間ジャンボフェリーの就航は、小豆島への入り込み客数の動向と、従来からの航路の福田姫路間、大部日生間への影響が数字的にどのような結果であったのか、そして復路無料、結局帰りはただという、このPR期間が8月末で終了いたしました。9月に入りまして、通常運航になりましてからの利用客数はどうなっているかにつきましてお尋ねをいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 浜口議員のご質問にお答えします。

神戸と小豆島航路の復活は、これからの小豆島の活性化にとって大変意義あるものだと、今後も含めて大いに期待をしております。幸い、ジャンボフェリー就航後の7月、8月の利用者につきましては島内の観光施設あるいは宿泊施設の関係者、また皆様方も道路を走っている神戸ナンバーの車などを見て実感されたと思いますけれども、多くの方が昨年に比べて観光客が増加している、特に阪神方面からの観光客が増加したと感じられていると思いますし、そのような声を私自身も関係者から聞いております。観光客数については、小豆島観光協会が利用者の方からヒアリングをして、同じ手法でずっと推計をしているんですけれども、7月、8月の数値を見ますと、全体としての観光客の推計は前年とほぼ同数か、あるいは少し減った感じになっていると聞いています。前年は瀬戸内国際芸術祭があったということもあると思いますけれども、全体としてはほぼ同数か若干減ったと承知しています。ただし、神戸坂手間については、後ほど担当課長から説明しますけれども、8月だけでもおおむね3万人ぐらいの方が坂手から小豆島に来られたと思います。今度坂手から入られた3万人、8月の数字はですけれども、3万人ぐらいの方々の行動パターンはこれまでのお客さんと少し違うのではないかと推測しておりまして、正確に坂手航路で来られた方々が、小豆島全体の経済にどんなプラスがあったかということ把握したいと思っております。民間のシンクタンクに7月、8月の新規フェリー航路の就航に伴

う小豆島への、香川県全体と見てもいいんですけれども、経済波及効果などの調査をお願いをしております。10月中旬には大まかな報告が出されると思いますので、その結果を今後の観光のあり方とか島の振興に活用してまいりたいと思っています。

ジャンボフェリーはプラスの面が多いと思いますが、一方で特に坂手からの乗降が車の間をすり抜けていくということで、高齢者にとって非常に危ないということとか、時間がおくれがちだとか、いろんな課題も抱えておりますので、そういうことにも今後事業者の方々とも、また香川県とも相談して対応していく必要があると思っています。

9月からの利用状況については、後ほど担当課長からご答弁いたしますが、正確な数字はまだわからないんですけれども、8月に比べ夏休みも終わりますので観光客がもともと減る季節でもあり、またことしの9月は何度も台風なり雨とかいろんな天候に恵まれておりませんので、一概に評価できないと思います。いずれにしても、7月、8月のお客様がそれで終わらないように、島の観光の活性化とか、またジャンボフェリーのいろんな改善点については改善するというので、対応していきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） 小豆島の観光推計客数ですけれども、ことしの3月に発生いたしました東日本大震災の影響で、3月から5月の3カ月間につきましては対前年比で90.6%と大きく落ち込んでおります。しかし、ご質問にありましたように7月6日からジャンボフェリーが就航したことから、7月と8月の2カ月間では対前年比99.4%、一昨年と比較しますと104.7%となっております。

7月から8月の既設航路につきましては、対前年比で申しますと、福田姫路航路が85.0%、大部日生航路が82.5%となっております。坂手大阪航路の対前年比は65%ですが、運航日数が43日から31日に減少しておりますので、1便当たりで換算しますと90.2%となっております。坂手神戸航路につきましては、前年との比較ができませんので乗降客数で申し上げますと、7月が1万4,225人、8月が2万9,868人となっております。なお、9月の乗降客数につきましては、ジャンボフェリー株式会社に問い合わせをいたしましたが、月の途中での報告は控えたいとの回答でございますが、9月に入ってかなり客数は減っていると聞いております。以上の関西方面の4航路の合計で見ますと、対前年比113.5%と大幅に増加しております。

また、町内の観光施設の7月から8月の利用状況を見ますと、二十四の瞳映画村の入場

者数で約12%増、ふるさと村は売上金額で約13%増、オリーブ公園も売上金額で約20%増と好調でございました。

一方、宿泊施設につきましては、国民宿舎が7月から8月の2カ月で対前年比約14%増となっております。なお、他の宿泊施設につきましては、1年に1回の集計ですので現時点では数字の把握ができておりませんが、おおむね好調であったと聞いております。

この夏の状況につきましては、先ほど町長も申し上げましたが、観光推計客数は昨年とほぼ同数となっておりますが、町内の観光施設が好調であったことは、関西方面からの観光客が増えたことに加えまして、日帰りから宿泊へと観光の内容が変わったものと推測いたしております。以上です。

議長（秋長正幸君） 15番浜口議員。

15番（浜口 勇君） 売り上げ並びに入り込み客数が増えたということは非常に結構なことであります。これが帰りはただという、これにつられていらした方も相当あったんではないかなと思います。そこで、この一般質問を出した直後に、9月16日にジャンボフェリーから今度は9月26日から10月31日まで復路、帰りを2千円引きにするという、こういう案が出てきました。これは小豆島で1泊しますと2千円引き、合計しますと片道3,990円、往復で7,980円、約8千円ですね、でもって小豆島へ往復できるという、旅行ができるということになりました。これも結構なんですけど、やはりこういう期間を区切るということよりも、基本的に小豆島へも安く行けるという、年間を通して安く行けるという、そういうことにしていただければありがたいんではないかなと。それがまた、ひいてはほかの航路の運賃を安く、負けんようにというようなことで、ほかの航路につきましても安くなるんではないかなと思いますので、そういう期間を区切らずに年間を通してやっていただくようなことをお願いできんかなと思いますけど、いかがでしょうか。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 今、浜口議員のご質問の中にありました、金額が期間を区切ったのキャンペーンらしいという話でございますが、今現行の4,990円というのもキャンペーン金額でございまして、通常価格でも落としております。それでまだ、神戸坂手航路というのが定着していないという段階で、船の帰りがただであるとか、2千円

引きというキャンペーンを加藤ジャンボフェリーさんが実施されておるといふうに聞いておりますので、ある一定の、他の航路とも比較いたしましても十分に安い価格でありますので、町として帰りをずっとただにしないで、20%割引をずっと続けてくれという話は今のところはお願ひする予定はございません。ただ、今現在の4,990円も、他航路に比べて十分に安い価格であるということをご理解いただけたらと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 今回のジャンボフェリーの事業者の方は、小豆島が必死で宝物を磨いたり、地域活性化に努力しているという意気に答えて、加藤汽船ジャンボフェリー株式会社も社の命運をかけて事業をやっていただいています。会社経営全体も、聞きますと決して安泰なものじゃない、その中でいろんな工夫をすることで、小豆島へのお客さんがふえれば自分たちの会社も潤い、かつ瀬戸内海全体の発展につながるという意気込みでやっていただいておりますので、我々島民はその期待にも答え、私たちの宝物を磨き、まず我々が努力するという姿勢のほうが私は重要であると思います。

議長（秋長正幸君） 13番中江正議員。

13番（中江 正君） 先ほど町長のほうから医療・福祉について前向きな答弁がありました。そこに携わる働く人、かかわる人、こういった人が十分に生きがいのある働きがいのある条件といえますか、その観点から1問だけ質問をいたしたいと思います。

小豆島内の雇用の実態は。

厚生労働省が8月29日に発表した就業形態の多様化に関する調査によると、派遣、契約など正社員以外の労働者の割合は38.7%であり、前回4年前の調査に比べ、0.9ポイント上昇しています。パートタイム労働者や契約社員の割合が増加したことが原因だとあります。

私は、労働法制の規制緩和が原因だと考えています。派遣労働者の44.9%が正社員として働ける会社がなかったと答えています。今の社会は労働者の賃金は安いほうがよいと思つての法律や実態があり、競争至上主義社会が行き過ぎていると思います。大資本は安い労賃を求め、産業の空洞化を選び、中小零細企業も地方の労賃は安いほうがよいと思つて

いるのではないかと思います。残念でなりません。一般的に関係ないことと思いがちですが、どんな立場の人も移動には公共交通を手段として利用しています。道路運送法改正の規制緩和で、良質で安価なサービス労働に資本が急増し、安心して乗っているバスなどの死亡事故がふえています。料金低下が乗客の命の軽視になっています。バス事業者は規制緩和でふえたが、全体の営業収入は減っています。物価低下の中身は労賃の低下しかないと思う人が多いと思いますが、結局は安全性やあらゆるサービスの低下を招いています。競争至上主義の好ましくない方向がやまっていけないと思います。質のよい労働者を求めるのは当然ですが、安くて質を求めるのは限界があると思います。

昨年11月には、やむを得ないとして全国一斉に公務員の賃金が0.5%引き下げられました。私は全国一斉が問題だと思っています。労働者の雇い方ですが、どの企業も安い労賃のほうがよいとなり、この小豆島にも外国労働者の方が国を離れて苦勞しています。大変難しい問題で半永久的な課題だとも思いますが、このままでは購買力も低下しますし、どこかで歯どめをしなければならぬと考えます。職場を守り、確保しなければなりません。労働者が我慢すれば済む問題でもないと思います。

そこで、伺いたいします。

1．小豆島町の民間では、正社員と臨時社員の割合と実態は。

2つ目に、この小豆島町の正職員と臨時の割合はどうなっているのか。公務員はよいと言われているが、年休などの消化実態はどうなっているのか、その実態をどう思っているのか。全体の奉仕者であることは理解できますが、地方公務員が委縮したり、遠慮しては、その町はよい方向に向かないのではないかと。

3項目め、地方分権の時代と言われているが、町長は小豆島町の賃金問題をどう考えているのか、またどんな社会を理想としているのかお聞きします。

4項目め、福祉が求めている町の方針を私は支持していますが、先ほどもありましたんですけど、支持してます。臨時職員が多いと責任も低下して、安全性やあらゆるサービスの低下を招くと思われそうですが、いかがでしょうか。

この4点についてお尋ねをいたしたいと思います。よろしく願いします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 中江議員のご質問にお答えします。

小豆島が元気になるためには、その担い手である役場の職員が元気でなければいけない

と思いますし、質問にありましたように委縮したり遠慮していたのでは、小豆島町はいい方向に向かわないので、決してそのようなことがないように自戒をしていきたいと思いません。

具体的な中江議員のご質問に順番にお答えを申し上げます。

まず、1点目の小豆島町の民間の正社員と臨時社員の割合ですけれども、これにつきましては経済産業省の平成21年度経済センサス国内事業所対象調査というものがあつて、その中で小豆島町における正社員と臨時職員の割合が書かれています。

小豆島町、21年度ですけれども、雇用者7,700人で、臨時雇いが1,375人ですので、臨時職員の割合は17.85%でございます。

ちなみに、この年度の全国平均値が35.82%ですので、全国平均に比べて、正社員と臨時職員の割合という視点では、小豆島町の事業主の方々には正社員を多く雇っておられるということで、好ましい経営の姿勢をとられていると思います。

2点目の小豆島町の正職員と臨時の割合ですけれども、平成23年4月1日現在、病院とか水道などの公営企業を含めました正規職員が380名、臨時的任用の職員が173名、合わせて553名の職員が業務に当たっておりますけれども、臨時的任用職員の割合は約31%です。この数値は決して低いとは言えませんが、県下の順番で言うと、県下9町のうち、低いほうから4番目ということでございます。

それから、年次有給休暇の取得状況ですけれども、平成22年の実績ですけれども、平均取得日数が8.3日、消化率21%ということで、低い取得状況にあると思いますので、部局内で工夫をして、職員組合とも相談する必要がありますけれども、職員の方にはもう少し活用していただければいいのではないかと思います。

また一方で、きのう、きょうの台風とか防災のときには徹夜で仕事をしてもらわなきゃいけないということで、激務でありますけれども、可能なときには有給休暇を積極的に活用していただきたいと思います。

次に、小豆島町の賃金の水準ですけれども、町内の一般の企業に比べれば高い水準にあると思いますけれども、地方公務員でありますので、香川県内のほかの公共団体との関係はどうかということが一番大事だと思いますけれども、正規職員の給与水準につきましては、香川県人事委員会の勧告を参考に決めておりますので、結果的には県内のほかの自治体とほぼ同等の水準だと思いますが、近年国家公務員等の給与水準が引き下げの傾向が続いておりますけれども、小豆島町の経済活性化とか需要喚起とかいろんな観点もありますので、今後の国の水準については、その都度慎重に対応していきたいと思っています。

それから、臨時職員が多いことで、特に福祉の現場、医療の現場で臨時職員が多いことで責任が低下して、安全性やサービスの低下を招くことがないかということですが、議員ご指摘になられることが懸念されるわけですが、実際のところは臨時職員の方も必死で頑張っていておまして、正規職員と同じように責任感を持って仕事に当たっていただいております、今現時点でそのような問題は生じてないと理解しております。

これは町長就任以来、福祉の現場、医療の現場、特に専門性が必要な分野については臨時職員じゃなくて、できるだけ正規の雇用にするようちゃんと部局には指示をしております、財政の制約はありますけれども、できるだけ、例えば今臨職で働いて、実績の上の方の方は正規にするとか、あるいは若い保育士や介護士や看護師というのは女性が多い職場でもありますので、できるだけ若い女性が島に来たり、島に帰ってくる必要があると思っておりますので、そういう意味からも、財政の制約があるので限界はありますけれども、今までの方針を転換して、できるだけ正規雇用をすべく努力をしているところでございます。

地方分権の時代について、どんな社会を理想としているのかというご質問ですが、これまでの地方自治は、ややもすれば国とか香川県の財政支援とか、政策面でもいろんな政策が国や香川県から示されて、それに沿ってやっとならば何とか行政が成り立った時代であったと思っておりますけれども、地方分権の時代というのは大変厳しい時代でありまして、国や都道府県の財政支援は今後拡大することは期待できませんし、政策についてもみずから汗を流して知恵を出して、小豆島町に合ったものを自分の力で解決していくという時代だと思っておりますので、職員の方には一層勉強していただきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 13番中江議員。

13番（中江 正君） 今答弁いただきました。町職員は職員組合と十分に話をされて、諸条件なんかを前向きに取り組んでいただきたいと思います。

地方分権が先ほど出ましたんですけど、やはり国の方針の権限は移譲させますよと、権限はあるんですよと、予算をつけないと、そういったところで、国はその町で賄えるところは賄えといった無責任な制度がされてます。

そんな中で、冒頭でありました1点ですけど、いわゆる規制緩和で非常に労働者、またお客さん、サービス業にとって大きな事故、そういうのがあったのを1つ紹介をいたし

たいと思います。

新聞報道であります。2007年、規制緩和で違法労働急増、大阪吹田市でスキーバス事故が、無理な運行体制が原因と指摘される。良質で安価なサービスをねらった規制緩和によって、貸し切りバスは道路運送法改正で免許制から許可制へ改められ、撤退は自由、参入は自由であり、参入業者が急激にふえ、旅行会社に足元を見られ、生き残るためには低料金、長時間労働、人件費削減による過当競争と燃料の高騰がのしかかり、無理な運行体制が事故の原因と指摘しています。

我が小豆島もオリーブバスが運行してますけど、これからも健全運行、やっぱり条件をよくしていくことによって安全性が保たれると、そういった観点を1つご指摘しておきたいと思います。

それと、再質問ですけど、この9月15日の四国新聞には、パートや派遣、依存強まるという見出しで、有期契約労働者を雇う企業の80%が雇用しないと事業は成り立たないと答えているのが厚生労働省のほう、調査でわかったとあります。前回調査2009年に比べて26ポイントのアップだそうです。

世の中は働く人や中小企業などにとってさらに厳しくなっているのが実態だと思います。また、年収については100万円ないし200万円以下が33%、100万円以下が32%であったとも書かれています。収入が下がり続けて、貧乏がふえ続けていると言われて久しいと思います。今回総理がかわりました。野田総理の所信表明演説の中にも労働力人口の減少が見込まれる中、意欲あるすべての人が働ける全員参加型社会の実現、貧困の連鎖という言葉も出てます。貧困連鎖に陥る者が生まれぬような安全・安心の取り組み、こうした実態が浮き彫りにされております。

野田総理も所信表明の中にありましたんですけど、今後の小豆島町の実態、再度お聞きしたいと思います。いい答弁が返ってきたんですけど、これから先の町長の真意を、考えを求めたいと思います。副町長でも結構ですので。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 何人にとっても働くことはできる、働く場がある、その働くことの収入によって生活ができるというのが人間にとっての基本であろうと思います。

小豆島町が発展してきたのは、醤油、つくだ煮、オリーブ、そうめん、健全な地場産業があったからであろうと思います。



地場産業が成り立つには、経営者の方は血のにじむ努力を一方でしてると聞いています。他産地に比べてフェリーが高運賃であるとか、原材料等から運ばなければいけないとか、決して競争条件に恵まれないところで、そこらに負けないで経営者の方々は頑張っております。その経営者の努力と、そこで働く、私の父も母も醤油、つくだ煮の生涯平社員でありましたが、その一端を担うことができました。そのおかげで私も大学に行かせていただいたことでもありますので、働ける人はちゃんと働ける雇用の場、賃金水準の確保、そのために何をすべきかという観点で行政は頑張りたいと思います。

企業はほかの地域に比べて競争力でもって勝ち抜けるということにすることがまず必要なことだと思いますので、研究開発の支援であるとか、発酵食品研究所の基盤強化であるとか、あるいは小豆島全体のイメージをアップさせることであるとか、いろんなことをすることによって、それが回り回って雇用者の賃金水準が上がるとか正規雇用につながると、そういうような循環だろうと思っております。

議長（秋長正幸君） 6番森崇議員。

6番（森 崇君）

私から3つ質問したいと思います。

1つ目に、交通基本法の移動の権利と航路も道路についてでございます。

みんなが望んでいる小豆島の発展は、国や県の支援が欠かせず、法律も大切だと思います。今、議論されていると言われている交通基本法はどうなっているのか、私たちを含め、上で決めてくれるのだろうというのでは積極性に欠け、必要な法律はできません。

昨年10月、オリーブ公園で開催された瀬戸内海の復権では、19自治体の参加や議論や宣言もされましたが、よかったと思っております。今年は、どうするつもりなのかお伺いします。

交通基本法は事情により道半ばであるとも聞いております。その中にある移動の権利について、小豆島町として意見を出す必要があるのではないかと思います。

坂手港のジャンボフェリーの寄港は阪神航路への道がサンフラワーの季節便が40日だったのが365日、道2本になって観光客もふえていると思います。地域の活性化が生まれつつあり、さらに航路の安定性を確保することが必要だと思っております。今よい方向に向かって

いるからいいじゃないかというのでは、今日まで航路が途絶えた、つらい経験を考えると不十分です。

そういった意味で、交通基本法の移動の権利は活性化の柱になると思います。さらに、航路も道路なんだということを国に認めてもらうことによって、全国の島々は航路が不動のものになると思います。航路の安定こそ島にとって地域発展の希望であり、観光面を含め日本全体の発展にもつながると思います。

私は、物事はすべて全体的であり、航路問題も含め小豆島だけ助かりたいということはいくつか考えています。経済は浮き、また沈みますが、もととなる法律が経済を左右する要だとも思っています。

時間がかかることですが、地方分権の時代ですので、島国の小豆島からも航路確保の法律の改善を発信すべきだと思います。航路が個人の道のままだとなくなったりしますので、道路と同等にすべきかと考えます。町の考えをお聞きします。

また、前述した加藤汽船のジャンボフェリー就航は喜んでいますが、接岸料の問題、また坂手港からの乗下船の安全性の改善を町はどう思っておられるか、つけ加えてお聞きします。

次に、新内海ダムの必要性と意義についてでございます。

ことし3月の東日本大震災の津波や地震、原発事故と今回の台風12号の被害が甚大であることから考えると、地球に住んでいる私たちの助け合いや山や海など、あらゆる自然は人間がきちんと管理しなくてはならないと思います。自然から人間を守るのは必須条件であります。ダム反対派の専売特許ではございません。

前回の6月議会で、望んでいないダムができるという意見もありました。私は、この意見の根拠はどこにあるのかと思っています。草壁地区中心に郵便で届いた北海道の室蘭工業大学の先生のアンケートなどがもとだと思っています。私も拝見しましたが、その返事の封筒は別の名前の方に届くようになっており、見ますと名字だけで、名前のないもので、大変失礼だとも思いました。ダムに反対するアンケートのパーセント表現についても、その表現でよいのか、決して住民の声を代表していないと思います。私を含めて自分だけが正しいと思い込んでは大めだと思っています。

今完成に向かっている内海ダムは、みんなが望み、みんなの悲願が成就に向かっています。振り返ると49災害では私の家の上、太陽の丘では24時間で365ミリの降雨があり、小豆島で29名の方が亡くなりました。高松は同じ日24時間で6ミリでした。ゲリラ豪雨は当時からあったと思います。また、私の家の50メートル東、木庄川横の女性が土砂に流され

て尊い命を失うことに遭遇しましたが、今は24時間で600ミリを超えたり、降り始めから1,800ミリという大変な、まさに想像を絶する雨量が記録されています。

今回の台風12号も今まで経験のないゆっくりしか動かない台風であり、死者・行方不明合わせて100人を超え、尊い人命や大切な財産も失われています。地球の自然の中で生きている私たちは、知恵と力の結集で自然と立ち向かうことだと痛感しました。

新内海ダムについては、だれからも望まれている悲願のダムが完成間近です。繰り返しますが、新内海ダムは小豆島町の歴史や実態からしても必要ですし、住民から強く要求された必要なダムだと思います。反対派が主張されている寒霞渓の景観を損ねる、巨大ダム、断層、水道料金、討論不足などの主張こそ間違っていると思います。

昨年の知事選挙では反対者の候補者もいましたが、なぜそんなことをおっしゃったのか、命や財産を奪われた経験や切実な渇水経験をした一人の町民として、今も理解しかねています。渇水時期では5時間給水いうのもありました。観光客も来ませんでした。ダム直下の人、大雨ごとにサイレンがなるので、夜も寝られない。早くしっかりしたダムをつくって寝られるようにしてくれと言われてたり、醤油をつくっていた労働者の方は、水の豊かな小豆島町にして多くの水を確保していただき、醤油をつくりたいと言われてました。治水で人間の命や財産を守り、豊かな水で醤油、つくだ煮、そうめん、オリーブなどをつくることで小豆島を豊かにしなくてはならないと思います。

私も自分の党で意見が異なりまして離党届を出したり、全国47都道府県の社民党の県本部に資料を送ったりして必死でございました。少ない社民党の国会議員にも資料を届けに中江議員と東京まで行きました。間違った認識を持たれてはいけないと心底思ったからです。

ダムの人間への大きな効用を振り返ってみますと、51年災害で別当川の上に位置している内海ダムは土石流を9,000立米受け、その上の砂防ダムで6,000立米受けたことにより、別当川流域では人の命が守られたと思います。あの物すごい集中豪雨の中で内海ダムや砂防ダムが土石流を受けとめたことは、人の命や財産を守った特筆すべきダムの効用だったと思います。

どこにでもダムをつくるわけにはいきませんが、山津波に遭遇し、土砂に流された49災害、51災害と合わせて68名の尊い命を奪われ、渇水にも本当に困ったことを考えると、ダムは要らないという方の主張は理解できません。

51災害の別当川では川岸が随分崩れている写真を見ました。水の被害が大きかったと思います。他の川では、川岸が崩れる前に土砂で埋まって川以外に流れて、大切な人の命や

財産を奪ったのではないかと。災害後に川は土砂で埋まっていたので歩いて渡れた、多くの人に聞きました。この事実は大切なことだと思います。

私も素人なりに調査したりしてダム必要性を強く思っただけに、望んでないダムとまで言われて、少なからずショックを受けています。自分の信じてきたダム効用の一つを再度考えています。当時川はどうだったのか、わかる限り別当川以外の川の実態の説明を求めます。

また、何回も聞いて恐縮でございますが、新内海ダム完成に向かっている意義をどう考えているのかお聞きします。

3つ目に、映画村駐車場のパラペット改善についてでございます。

私は、中江議員とともに平成16年の高潮災害の実態と、これらの被害について1年2カ月かけて調査したり、国会まで行ったりしました。国の担当者からは、一体性はありますかと言われたので、逆に問いますと、海岸ばかりに金を使うことになりませんが、高台に住んでいる人の理解は得られますかという意味でした。説明するとわかってくれました。あれから7年の歳月が経っています。

最近、映画村に行きましたけど、駐車場横のパラペットが随分傷んでいました。調査した当時からひびが入っていましたが、そのままになっています。県のアクションプログラムではどんな計画なのか。あのパラペットは古いだけでなく、真っすぐになっていますので、風の強い日には映画村に来られ、駐車している車に潮風やしぶきがかかったりしています。あの場所は風が吹き抜けやすく、パラペット修理は必要だと思います。観光小豆島の中でも映画村は観光客も多いと思います。早く改善すべきだと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 森議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、1点目の交通基本法案についてお答えをいたします。

交通基本法案については、去る通常国会では、残念ながら継続審査となっております。まだ可決されておられませんけれども、我々が要望した移動の権利については、結果としてその内容に規定されておられません。そのかわりに、国民などの交通に対する基本的な需要が適切に充足されなければならないという規定が盛り込まれております。

移動の権利につきましては、法律の策定に先立ちまして、小豆島町としてもパブリックコメントとして国に意見を出したところであり、改めて移動の権利について要請をす

ることも考えられないことではありませんけれども、現実的にはもう少し具体的な政策としてどういうものをなすべきかという観点で問題提起をしたほうがより建設的であり、小豆島町にとっても実質的な解決になるのではないかと考えています。その時期等については、またいろんな流れを見ながら検討して、必要な要請を国に対して行っていきたいと思っています。それは森議員が前から言われている航路も道路であるということを実質的に国の政策の中で具体化するということだと思っています。

既に道路法でもフェリーボートは道路であると規定されております。陸上の道路については、例えば国道であれば、国が所要の負担をして整備をしているわけですから、海上の道路であるフェリーボートについても、例えばそれが国道であれば、国が所要の負担、例えば整備費の一定割合を国が負担するとか、そういう具体的な形で問題提起をしていくことのほうが実効的ではないかと考えております。

それから、昨年開催された瀬戸内海の復権の19の自治体が参加した会議については、一定の成果は上げたと思っております。今年度につきましては、国土交通省のほうが小豆島町において、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の担当者会を開催してくれるということになっておりますので、昨年は19の自治体の首長さんに来ていただきましたが、今年は自治体数は多分それよりかはるかに多い数、担当者でありますけれども、そういう方々と今後の瀬戸内海の振興について意見交換をしたいと考えています。

次に、ジャンボフェリーの問題についてですけれども、浜口議員にもお答えしたとおり、就航後の7月、8月についてはさまざまな企画が実施されたこと、また小豆島の持つ魅力ということで、当初見込みを上回る乗船者数が確保され、大変よかったと思っております。こういう大勢の乗船者数が今後とも続くようにいろんな努力をしていきたいと思っています。

一方で、浜口議員にもお答えしましたが、いろんな課題も明らかになってきました。1つは、特に坂手港からの乗船、下船に当たって、車の間をくぐり抜けていかななくてはいけないという、これは高齢者や障害者にとっては大変な負担になっております。これは専用のおりる乗降の設備がないからでありまして、神戸港においては、2階から横へすっとおりられるようになってますけれども、現在の坂手港の設備は関西汽船のサンフラワーに合った乗降の設備になっておりますので、香川県、それからジャンボフェリー株式会社とも協議して、来年度のできるだけ早い時期にジャンボフェリー専用の乗降の設備を整備する必要があると思っています。

その財源については、例えばジャンボフェリーは係船料を香川県に支払っておりますの

で、その係船料を設備の工事に一部充てるとか、いずれにしても香川県が管理してる港湾設備でありますので、香川県とジャンボフェリー株式会社ともよく相談し、また小豆島町でも一定の負担が必要な場合には議会にも相談して、できるだけ早い時期に高齢者、障害者の方も安心して利用できるようにしたいと思っています。

もう一つ、時間が遅れがちであるというのは、これも構造的な問題がありまして、高松でおりる車と小豆島でおりる車が同じフロアで乗せるということで、例えば神戸から船に乗せるとき、高松の車を先に乗せて、小豆島の車を後に乗せないと、小豆島で車がおりられないわけです。

加藤汽船の会長さんに聞きますと、小豆島に行くお客さんは観光の方が多くて、とりわけ朝便が早いと、時間のぎりぎりに神戸港に来て、ずっと乗れると思っておられる方が一部おられるんだそうですが、高松の利用者はトレーラーというか、割と事業者の方々ですが、幾ら高松の車が先に来てても、たった1台の小豆島向けの車が遅れると、それが小豆島向けの車が全部来てから高松の車に乗せるということが時間が遅れる最大の要因だと聞いております。それも、坂手港で小豆島便の車をおろせる設備、工夫があれば、神戸の乗船に当たっての時間のロスもなくなるということでもありますので、いずれの問題にも坂手港の港湾設備にいろんな課題があるということが明らかになりつつありますので、坂手港の港湾設備をどうするかということについて、香川県、ジャンボフェリー株式会社とも相談して、来年度にはなりますけれども、予算措置も必要であればしていただいて、早急に対応したいと思っております。

次の新内海ダムにつきましてご意見をいただきましたが、この問題については長い長い歴史のある話でありまして、旧内海町において自治会を主軸とする事業促進委員会が結成され、約1,000人規模の町民総決起大会、事業推進署名活動などの住民運動が展開され、全町民の8割を超える事業促進署名をいただきました。また、各企業や労働組合など各種団体からも推進署名をいただき、香川県あるいは小豆島町に提出していただきました。行政と町民の皆様が共通の認識を持って、町を挙げて取り組みを行ってきたものと考えております。

最近でも台風12号でも各地で大きな被害が出ております。台風15号も大きな被害をもたらしております。私自身の経験からしても、例えば15号のきのうの別当川ではなく、馬木川を見ても濁流が物すごい勢いで流れておりまして、私自身恐怖を感じましたし、私の家も床下浸水寸前まで2回とも参りました。治水というものがいかに大事かということをも身を持って感じました。

昭和49年、51年のときには、今回よりもはるかに厳しい豪雨であったわけでありまして、議員がご指摘されたように、今の内海ダムがなかったとしたら、どんなことになったか、想像するだけでも恐ろしいものだと思っております。いずれにしても、安心できるしっかりとしたダムが治水、利水に必要なだと思っております。

幸い工事は順調に進捗しておりますので、平成25年度の完成を目指して努力をしていきたいと思っております。今後とも、議員各位のご協力を得ながら安心・安全対策の中核である新内海ダムの早期完成を県ともども推進していきたいと思っております。

当時の別当川以外の実態について、私小豆島におりませんでしたので、担当課長から答弁をいたします。

3点目の映画村駐車場パラペットの改善ですけれども、ご指摘のように築造も50年を経てコンクリートも摩耗し、碎石が露出してる状態、一部ひび割れがあるということであります。

映画村は年間20万人の観光客が訪れる小豆島の重要な観光地の一つでありますので、パラペットの改善が必要であると考えております。早速香川県小豆総合事務所に調査を依頼し、できるだけ早く工事をしてくれるよう要望したところでございます。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 当時川はどうだったのかと、別当川以外の川の実態はとのご質問でございますけれども、51年当時の航空写真がありますけれども、山の至るところで崩壊が起こって、1,400ミリのつめ跡では、悪魔のつめは情け容赦なくかき殴ったと記述がございます。

その中で仮置きしたごみ、土砂は8万立方メートルと、これと災害復旧工事により排出される土砂27万立方メートル、合わせて35万立方メートルの対策として埋立処理をしているという記述がございます。

このように山地の崩壊によってたくさんの土砂が流出している現状から、別当川以外の河川については、被災写真で確認しますと、各河川において勾配が緩やかなところは埋塞していたものと思われれます。

なお、私は当時農林水産課におりまして、災害調査をしていましたけれども、安田大川、諸口川においても河川が道路となっていたという記憶がございます。議員もご承知の木庄川においても埋塞し、川が道路となっていたことは事実でございます。議員ご指摘の

別当川においては、砂防ダムが土砂を受けとめて、人の生命、財産を守ったとのご意見はもっともだと思えます。

なお、砂防の効果としては、上流から流れてくる土砂を受けとめ、土砂の量を調節し、川岸が削られたり、山すそが崩れるのを防ぐ効果があります。このような状況の中、昭和48年から平成18年でございますけれども、小豆島で砂防ダムを整備したところは116カ所に及んでおります。以上です。

議長（秋長正幸君） 6番森議員。

6番（森 崇君） 船の問題ではやってくれるということですけど、その組織、海の路という組織はたしか107あったような気がするんですけど、それはまた答弁願いたいというふうに思います。

もう一つ、タウンページを開いたら一番に出てくるのは災害なんです。人間が僕ら生きていこうと思うたら、どうしても1番なんです。そういうことで災害を防ぐ知恵というのが僕らは必死にならないといけないというふうに思います。

これ質問ですけど、新潟地震のときも長岡市の山越いうところで土砂ダムができています。写真なんかを見ますと、上から土砂ダムができて、真ん中が、小学校の体育館のど真ん中を流れて、うわ、大変だと、その資料を見る限り2年ぐらいかかったと。それにお金は一体どんだけ要ったのかというふうに思いますので、わかるとる限り言うてほしいというふうに思います。

問題、もう一つは、今回の台風12号で、奈良県の十津川村の村長さんが、土砂ダムを爆破してくれと、早目にしてくれということをしたそうです。これは地元の非常に切実な声だというふうに思いますので、これはやっぱり自然と僕たちが戦いしようと思たら、やっぱり今のダムは必要じゃないかという今の町長答弁については、答弁に賛成でございます。

私もそうはいつでもダムばかりに頼るんじゃなくて、人間が人間同士を助け合うと、僕は自分では人間のダム言うんですけど、そのことが大事だというふうに思います。地元の自主防災組織、僕が思うのはやっぱり不十分であると、この間も台風来たって人は寄ってこんし、まあ、言うたらびびっとったですね、自分としては。そういう意味では町のほうからももっとそこへ、もっと自主防頑張ってくれということの呼びかけが必要だというふうに思いますので、そのことのご答弁をお願いします。



議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） まず、1点目の瀬戸、海の路ネットワーク協議会の会員数でございますが、今ちょっと手元に資料ございませんので、確かな数字ではございませんが、瀬戸内海に面する府県及び市町村のすべてが加入していると聞いておりますので、100を超える団体というふうに認識をしております。細かい数字につきましては後ほどご答弁申し上げます。以上です。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 新潟地震の土砂ダムの撤去費用は幾らかというふうなご質問だったですけれども、当時の新聞報道では、期間が2年ぐらいかかって約80億円要ったというふうなことを記憶しております。以上です。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 自主防災組織の件でございますけれども、自主防災組織はやはりその方の安全というのも非常に大切なことであろうかと思います。その上に立ちまして共助ということで、身近な方、近所の方の助けをしていただく。こういうことが大切になってこようかと思いますので、その点またいろいろお願いをしてみたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 1番森口議員。

1番（森口久士君） 私は、小豆島直島間の航路に取り組む考えはということでお尋ねをいたします。

昨年7月19日から10月31日まで瀬戸内国際芸術祭が開催されました。特に直島は人気が一番高く、多くの観光客でにぎわい、船便に積み残しが出る状況であったのを見たり、ま

た聞いています。小豆島直島の航路も後半には積み残しが出たと聞きます。芸術祭が終わってからも小豆島直島間に直行便があればという声があります。

2年後に再び瀬戸内国際芸術祭が開催されることが決まっています。船便については決定ではないですが、昨年のように期間中のみ運航するのではなく、年間を通してあれば、観光客を初め人々の行き来がよくなり、また島同士の交流もできるのではないですか。

町長は昨年の瀬戸内海の復権の意見交換会で、今、瀬戸内国際芸術祭が瀬戸内海の7つの島で開催されていますが、島々が航路で結ばれることで、島々は活気を取り戻しています。島々が元気になるためには航路の維持・創設が不可欠なものと述べられています。

土庄町と直島町、また船会社の意向もあると思いますが、小豆島直島間の航路に観光シーズンだけでもまず試験運航できるように取り組む考えはあるのか、町長にお伺いします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 森口議員のご質問にお答えします。

昨年の瀬戸内国際芸術祭についてはいろんな評価がありますけれども、森口議員がおっしゃったように、私自身は、現代アートの魅力もあったわけですが、それ以上に瀬戸内海の島々が航路、船で結ばれることによって島々が輝きを取り戻し、活性化されるということだったと思っています。航路というものが瀬戸内海の島々の復権にいかに重要であるかが立証されたと思っています。

先ほどから質問のある神戸と坂手航路の復活も瀬戸内国際芸術祭での状況、あるいは小豆島におけるいろんな活性化の取り組みを見ておられた加藤汽船として瀬戸内海の復権が間違いないものであり、その中心として小豆島がこれから期待できるとの予測のもとで、坂手と神戸の航路の復活を決断していただいたものでございます。

坂手と神戸の航路の復活は、京阪神と小豆島が結ばれるという意味にとどまらず、私自身は、京阪神からのお客さんはまず小豆島に入り、小豆島をハブとして、ご質問にあった直島とか土庄とか高松とか岡山とか、そのように広がっていくのではないかと期待をしております。その意味でご質問のあった小豆島と直島の復航航路を定期航路化するというとは、まんざら夢ではないと思っています。

ただし、後ほど担当課長からご説明しますが、昨年の瀬戸内国際芸術祭開催中の小豆島と直島の航路、私が見た限り、すごくお客さんが乗って、すごい黒字だろうと思っています。

ましたけれども、必ずしもそうではなかったと伺っております。

いずれにしても、島と島を航路で結ぶということは、小豆島の発展、瀬戸内海の発展に不可欠のことでありますので、機会があればその都度事業者の方にそのような提案をしていきたいと思っております。

議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

商工観光課長（坂東民哉君） 昨年の瀬戸内国際芸術祭におけます小豆島直島間の航路の運航状況についてご説明をいたします。

株式会社マリン観光汽船が定員70名の高速旅客船を7月19日から10月31日までの105日間、1日3往復を運航しております。運賃が大人1,200円、子供600円で、期間中の乗船客数は1万11人となっております。

運賃収入につきましては、大人が約9割とのことですので、周遊切符の割引等を考慮せずに計算してみますと約1,370万円になります。また、ピーク時には積み残しが出たということですが、期間中の1便当たりの乗船客数は約19人ですので、乗船率は27%程度となっております。

次に、観光シーズンに試験運航ということで、マリン観光汽船のほうに問い合わせをいたしますと、高速旅客船の借り上げ料が1日30万円で約900万円、補助の人件費等を加えて、運航経費は概算で約1千万円とお聞きしております。実際に委託する場合にはこれから多少の値引き交渉等はできると思っておりますけれども、仮に1カ月の運航経費を約800万円程度は必要でないかと思っております。

また、運賃収入につきましては、芸術祭の期間中の乗船客数が1便当たり19人であり、仮に1カ月間の臨時運航をする場合で計算しますと、1,200円掛ける19人掛ける6便掛ける30日で、収入のほうは約400万円程度になると思っております。これで収支を計算いたしますと、運航経費約800万円から運賃収入400万円を差し引きますと、最低でも400万円以上の大幅な赤字になると考えております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 1番森口議員。

1番（森口久士君） 細かい数字については、ちょっと調査というか私が情報を入れたと少し違いがあるんですが、それをとやかく言うつもりはないんですが、この航路という

のは当然最初は恐らく知名度がなかったといいますが、余り利用者のほうが関心がなかったといいますが、そういうような面でなかなか利用できなかったのではないかと。

あと、国際芸術祭のときにほかの高松から直島とか、女木、男木がいっぱいになったということでその航路に流れてきたというようなことも聞いておりますから、提案したように観光シーズンだけでも試験的にやるということになって知名度を上げれば、少し変わったことがあるのではないかと。そしてまた、直島との自治体同士の交流なり、住民同士の交流がもっと密にできるのではないかとと思うんですが、そのあたりはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） いろんな機会を通じて土庄町、直島町あるいは事業者の方とは話し合いをしていきたいと思いますが、要は小豆島、直島の魅力が大勢の人に感じていただいて、大勢の人が来ていただけるというふうなことが事業者の方に見えることが大切なので、これは行政の仕事というよりか、全員が努力することがまず第一だと思います。

議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。2時55分まで休憩いたします。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時56分

議長（秋長正幸君） 再開します。

議長（秋長正幸君） 14番中村勝利議員。

14番（中村勝利君） このたび1月から3月にかけて行われました新内海ダム再開事業に関するアンケートの結果がダム建設に反対である寒霞渓の自然を守る連合会からインターネットで報告されました。そのアンケート結果について質問をいたします。

町民が待ち望んでいる新内海ダムも平成25年度には完成予定となっております。この完

成により、今まで心配をしていた治水、利水が解決をいたします。

ダム建設反対者は、吉田ダムができて水は十分にあると世間で言っておりますが、毎年のように時間給水寸前まで行っております。私は、水は余るくらい十分になかったらいけないと思っております。また、内海ダムが完成すると、水道料金が上がると思っておりますが、上がることは絶対ないとはっきりと明言をしていただきたいと思っております。

6月の定例議会の一般質問の中で、室蘭工業大学のダム建設に反対である丸山教授が1月から3月にかけて行った内海ダム再開発事業に関するアンケート調査では、ダム直下の回答者の75.7%が、内海ダム再開発事業は正しいとは思わないと回答していると言われました。回答率は余りよくなかったと聞いておりますし、賛成者は反対派の行動に嫌気を差して回答しなかったとも言っております。今回のアンケート調査結果について、町の見解をお聞きいたします。

アンケート依頼先は別当川沿いの神懸通、草壁本町は全戸配布、そのほかの地区は10分の1抽出となっておりますが、神懸通、草壁本町の配布数691通は全戸数でしょうか。その他の地区479通はどうでしょうか。

内海ダム再開発事業の早期完成署名運動で、町民の80%の賛成がありました。これに対し、これは賛成を強要した署名であり、人権侵害の疑いがある署名運動の結果は信頼に足るものではないと書かれております。町の考えは。

アンケート結果の中で、ダム再開発事業より、医療・高齢者対策等福祉政策、陸・海上交通の向上と料金値下げ、自然環境保全、高潮対策など、民生施策の充実を図ることを町民は求めていると書かれていますが、塩田町長は就任以来、これらについて真剣に取り組み、着実に実績を上げて結果が出てきていると私は感じておりますが、町長の考えは。

設問の中に、新内海ダム事業費のうち、小豆島町民の負担額は、1人当たり1万5千円程度が住民税から徴収される。また、寒霞溪の自然を守る連合会のチラシには、1人当たり4万5千円、4人家族では18万円の負担になると書かれております。事実はどうなんでしょうか。以上、質問をいたします。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、新内海ダム完成後の水道料金についてお答えをいたします。

本町の水道事業の経営状況は堅調に推移しております。配水管などの施設改良も計画的

に実施できており、事業体として適切かつ健全な財務状況にあります。

また、内海ダム再開発事業では、今後事業完成年度まで8億8,800万円を水源開発負担金として負担することになりますが、国庫補助金、県補助金及び一般会計出資金などの特定財源を負担金に充てることとしておりまして、水道事業会計の実質的な負担はおおむね5千万円程度にとどまることから、現在の経営状況が維持できれば十分に負担が可能であり、水道料金の値上げを行う必要はないものと考えております。

次に、内海ダム再開発事業の早期完成署名運動についてお答えします。

内海ダム再開発事業の要望署名は、内海ダム再開発実行委員会と地元自治会の方が行ったもので、署名のとり方については、各個人の意思を尊重し、行われたものと理解しております。また、この要望署名のほかに小豆島醤油協同組合、小豆島調理食品工業協同組合、小豆島うちのみ商工会、小豆島東部地区労働組合会議など各方面からもダム建設推進の要望が出されていることから、大多数の町民は新内海ダムの早期完成を望んでいるものと考えております。

民生施策の充実についてのご質問がありましたが、医療・高齢者対策等福祉政策、陸・海上交通の向上と料金値下げ、自然環境保全、高潮対策などの施策につきましては、これまで議会などでご相談申し上げ、ご報告申し上げますが、議員の皆様の協力のもと、大きな成果は出てないかもしれませんが、着実に前進しておりますし、今後ともさらに前進すべく努力する覚悟でございます。

これらの施策につきましては、今後においても新内海ダムの建設とあわせ、議員各位のご協力を得ながら推進していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

アンケート調査、その他については担当課長が答弁します。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 室蘭工業大学大学院丸山教授が行ったアンケート調査の配布数についてお答えをいたします。

アンケートは電話帳をもとにして全戸配布や抽出配布で依頼したとのことですが、平成23年1月1日現在の住民基本台帳によりますと、神懸通地区及び草壁本町地区の世帯数は1,030世帯、その他の地区の世帯数は6,087世帯であります。丸山教授のアンケート調査は電話帳から抽出したものであることから、神懸通、草壁本町の全世帯数、そ

の他地区の全世帯数の10分の1より少数となっております。

次に、アンケート調査の設問についてお答えをいたします。

アンケート調査の設問の中で、寒霞溪の自然を守る連合会のチラシに記載されている小豆島町民の負担額については、その根拠が明確にされていないため、その金額の正否について私からお答えすることは困難であります。

なお、アンケートやチラシには、町民がダム建設のために通常の税負担以外の新たな負担を強いられるかのような記載がなされていますが、そのようなことはございません。以上です。

議長（秋長正幸君） 14番中村議員。

14番（中村勝利君） アンケートの回答率が30.9%となっておりますが、先ほど課長の答弁からいきますと、回答率が20%少々と大きく下がってくると思います。また、アンケートの意見の中に、このアンケートを回答してみて、どちらかといえば反対と立場が前面に出ているアンケートだと思いました。もっと公平性のあるアンケートにするべきであるという意見がありました。

今回のアンケート調査結果が統計的、また質問内容を見て、小豆島町民の内海ダム建設に対する意見だと思えますか。お答えをお願いいたします。

議長（秋長正幸君） 水道課長。

水道課長（曾根為義君） 先ほど町長の答弁にもございましたけれども、内海ダム再開発事業につきましては、住民や産業界などからダム早期完成の強い要望を受けており、2度の住民総決起大会、また平成13年と15年には8割を超える住民の方々から推進要望の署名をいただいております。そうしたことから、大多数の住民の方々がダムの早期完成を望んでいるものと考えております。

室蘭工業大学の丸山教授が行ったアンケート調査結果については、今後事業認定取り消し訴訟に証拠として提出されると聞いておりますので、訴訟の中でお互いの主張をしまいいりたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 3番大川新也議員。

3番（大川新也君） 私のほうから3点ほど質問したいと思います。

まず1点目に、すぐやる課の設置はということで、私、5月末に私の近隣の町の所有地の近隣の住民から、裏の町の所有地に雑草が生い茂り、これから夏場を迎え、蚊や蛇が出てくるのでどうかならないものかと相談を受けました。すぐ役場のほうに、総務課のほうに連絡したところ、早急に対応しますということで回答をいただきました。それ以後、1カ月、2カ月たっても草はそのまま、その当時よりかなり大きく成長しておりました。再度役場に確認いたしましたところ、別の課でしたが、業者の都合でもう少し先になるというようなことで、もう夏が終わろうとしてるようなことから、草が刈られてないままに夏が終わろうとしております。

また先日、私が外出から帰宅しますと、玄関先で数人の方が私の帰りを待ちに待っていたようにおいでます。何事かと思いますと、私の近くの道路に猫が、死んではないんですが、車にはねられて、死んではないんですけど息絶え絶えと横たわっていると、どないしたらいいんですかというふうなことで私の帰りを待っておいでます。早速環境衛生課に連絡をいたしましたところ、時間外にもかかわらず、適切な対応をして撤去していただきました。

このように役場の対応はどうも遅い、町民が生活上の相談や要望をどこへ言ってもいいかわからない。複数の課にまたがって、どこが責任を持って対応してるかはっきりしないと、いった声が多く聞かれます。町民からの相談や要望に迅速、適切に対応できる役場の体制整備が急務であると思われまます。行政が町民からの要望に対してすぐに応じることが行政の使命であり、町民と行政の協働という関係を踏まえて、町民と行政との適切な役割分担のもと、行政の総合的な窓口として、これはあくまでも仮称ではありますが、すぐやる課の設置を緊急に、早急に検討してはと思います。決して何でもやる課ではありません。総合的な窓口で受けて、各関係課に連絡をとって対応するというふうな、そういうふうな一つの大きな窓口が必要と思われまますので、お考えをお聞きしたいと思います。

続きまして、2点目です。中学校武道必須化の対応について。

文部科学省では、平成24年度から中学校学習指導要領の完全実施に向けて、中学校の保健体育の授業で武道が必須と聞いております。本町の2中学校も実施に向け対応されると思われまます、内海中学校は柔道、池田中学校は剣道とお聞きしております。それは確かではありませんが、確認したいと思います。



武道、柔道に関しましてですけど、指導者の問題、武道場の整備、武道用具等の整備と幾つか課題があると思われませんが、具体的な我が町の取り組みをお聞きしたいと思います。

指導者の問題では、柔道の場合、全国的にも部活動で練習中のけがや事故が問題となっており、我が町の対応はどのような指導体制を考えているのか、お聞きしたいと思います。

また、武道場の整備には、安全・安心な学校づくり交付金が、また武道用具等の整備には新学習指導要領の円滑な実施のための教材整備緊急3カ年計画の地方交付税が支給されるとお聞きしておりますが、現状はいかがなものでしょうか。

3点目、職員の意識の向上、またあいさつの励行というふうなことで、町の過疎地域自立促進計画の中に、地方公共団体の運営は、最近では高度情報化の進展のもとに、迅速かつ的確な事務処理が従来にも増して要求されている。発達の著しい情報、通信技術を活用した事務処理システムの構築や委託処理による事務電算化により行政内部の情報化を行うとともに、インターネットなどを通じた行政情報の提供を実施している、その後ずっといろいろ文章が書かれています。

何をこの文章で言いたいのかといいますと、確かに情報化時代といえればそれまでですが、小豆島町内の雰囲気といいますか、決していいものではないと思います。情報化時代で職員の皆さんはパソコンとにらみ合って、それは忙しいので当然だと思いますが、来客があった場合にあいさつもないというふうな状況が内海庁舎、池田庁舎、特に受付というか窓口のあたりが感じられます。私も数年前から感じておりましたが、そういうふうを感じる方もたくさんおいでるそうです。訪問してもあいさつもなく、顔も見えてくれないというふうな職員も、全員がそうではありませんが、おいでるということなのです。

庁舎にはいつどのような訪問者がおいでるかもわかりませんので、町民が訪れやすい明るい庁舎を目指して、職員の意識向上、あいさつの励行をもう少し啓発して進めていただけたらと思いますので、お考えをお聞きいたします。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 大川議員の質問にお答えします。

まず、1点目のすぐやる課の設置の検討です。

ご指摘のように町民のニーズに速やかに的確にこたえるというのは、すべての課が行う

べきことだと思っています。したがって、すぐやる課というのを特別につくるのではなくて、すべての課がすぐやる課でなければいけないと思います。

課の分担がはっきりしない場合については総務課が対応いたしますので、疑問、どの課かわからない、あるいはどのように役場に言ったらわからないような場合には総務課に言っていただければと思っています。

それから、町役場のスタッフの問題意識もありますけれども、私も町長になりまして1年4カ月ぐらいたちますが、課の分担が町民から見ても非常にわかりづらいと思います。とりわけ、例えば高齢者福祉については何課が全体を統括して、何課が何をしてるか、私自身もわからない、また名前が体をあらわしてない、我が町役場には例えば高齢者福祉課とか長寿社会対策室とか、何をやる課かすぐわかるような組織ができておりませんので、できるだけ早い機会に、町長に就任しまして組織の再編成は基本的にはやっておりませんが、どこかの機会に組織体制を抜本的に見直したいと思っています。とりわけ、きょうも議論していただく病院とか医療の再編成をする場合に、今の体制では実現は難しいと思っておりますので、課の再編成も含めて、議員の問題に対応していきたいと思えます。

2点目の武道、ダンスが必須になるということは、大変いいことだと思っております。詳細は教育長から答弁します。

3点目の職員の意識向上、あいさつ励行、ご指摘はごもっともでありまして、私自身、余りあいさつをきちんとできるタイプじゃありませんので、自分自身も含めて注意をしていきたいと思えます。

私自身も香川県に戻りまして、ほかの市町に行ったときに大変明るくて、あいさつがきちんとできている、それからお客さんが来ればきちんと対応する市町が幾つもありまして、それに比べて我が小豆島町はと常々思っておりますので、この点についてもどんな改善ができるかわかりませんが、心がけていきたいと思えます。

1点目と3点目については担当課長からも決意表明をしてもらいます。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 2点目の中学校武道必須化の対応についてお答えいたします。

現在、内海中学校、池田中学校とともに平成24年度必修化に向けて既に柔道、ダンスを授業に取り入れて実施していますが、選択であることから、両校とも男子が柔道、女子がダ

ンスの授業を行っています。平成24年度からは必修となりますので、男女ともに武道、ダンスの授業を受けることになります。

武道では、相撲、柔道、剣道の3つの武道のうち、いずれかを選択することになりますが、両中学校ともに既に選択科目として実施している柔道を武道として取り入れる予定としています。

武道場については両校とも整備されておりますが、1クラスの男女全員が同時に授業を行うにはやや狭い状況にありますので、授業のあり方について今後検討していきたいと考えております。また、女子も行うことから、胴着の不足分につきましては、来年度予算でお願いすることになるかと存じております。

大川議員のご指摘の中で一番の問題となるのが、指導者の指導力とけがの事故であります。体育教師であっても柔剣道を心得ているものは少なく、部活動の顧問も体育教諭以外の柔剣道の経験者で対応していること、また未経験者が対応しているのが現状であります。

平成24年度から武道を履修することは伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことと文部科学省が示しておりますので、投げ技、寝技の危険度の高いものを控え、礼に始まり礼に終わるであるとか、相手の尊重という武道を通じての心の教育を重点的に行っていく予定です。

しかし、武道を習得する中で、生徒もある程度の乱取り、投げ技、寝技も習得したいと考えることは必然であり、事故、けがの防止として正しく指導していただける外部コーチの招聘や体育教師を対象とした町独自の研修会、またビデオ、書籍等での研修を今後検討していかなければならないと考えています。県にお願いしたんですけども、保健体育課のほうは県は考えていないと、町で考えてくださいという返答がありました。

大川議員さんは柔道は精通しているとお伺いしておりますので、今後十分に相談に乗っていただければ幸いに存じております。よろしく申し上げます。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 大川議員さんからのご指摘でございますけれども、町民の皆様に対しまして、そういうようなことを感じさせるということは、町の職員として非常にあるまじきことであろうかと思えます。

まず、1点目のご指摘をいただいております組織的な話でございますけども、すぐやる課の設置ということで、町民の方の要望に対してすぐこたえるということは、非常に行政として大事なことであると思います。それに対してそれぞれの課、それから係がございます。そちらのほうでは十分にそのことに関しての知識、それから経験も有しておりますので、やはり一番素早い対応がそこではできるのではないかというふうに感じております。

そういうことがありまして、先ほど町長が申しましたように、現在の体制でそれぞれの課がすぐやる課という気持ちを持ってサービスを行っていくということでご理解を賜りたいと思います。

それから、やはり問題なのが、住民の方からのお問い合わせに関しまして、なかなか十分対応ができていないということであろうかと思っております。これに対しましては、今町長から指示がありましたように、総務課のほうで十分に対応してまいりたいと思います。また、どの課へ聞いても、どの課へ紹介すればいいかというのは、職員の資質としてそれを知っておくというのは非常に重要なことですので、十分に指導してまいりたいと思います。

それから、もう一つのあいさつでございます。やはりこちらにつきましてもあいさつがきちんとできるかできないか、これは社会人としての非常に基本部分でございます。それから、行政はサービス業でございますので、常にお客さんである住民の方に対してあいさつをする、これは非常に大切なことだというふうに考えておりますので、今後あいさつの励行を徹底してまいりたいと、そのように考えております。よろしく申し上げます。

議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

3番（大川新也君） まず、1点目のすぐやる課の件ですけど、町長申しましたように、課の再編成、本当にわかるような名前の課にして、ほかの自治体をまねて格好いい名前では町民はわかりませんし、本当にどこへ行っていいかわからない。そのためにもやはり総合窓口の電話番号を役場にはここへかけるんやというふうな番号を決めて周知するかというふうなほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがなものか。

2点目の中学校の問題で武道の問題ですけど、教育長のほうから男女で一緒に授業をやるとなると、今の武道場では狭いというふうなことがあると回答されましたが、そしたらもう一試合場といいますか、道場を畳を購入してもう一会場つくれるような、場所は今の中学校の道場、片一方は剣道で、フロア、板の間になっていますんで、そこにもう一組畳

を敷けると思います。その畳の費用は、先ほど私もちょっと言いました国からの交付金とかそういうふうなんで多少なりとも対応できるというふうに私は聞いておりますけど、そのあたりのところはいかがなものでしょうか。

3点目のあいさつの問題ですけど、本当にこれ一番大切なことで、私もかつてはサービス業へ勤めております。パソコンの時代になりまして、本当にパソコンに向かっておりましたら、お客さんが玄関入ってドアがあいたもわからない、それだけ一生懸命仕事をしてるのは十分わかるんです、職員の人。でも、そのときに私が前の職場で提案したのは、玄関があくとチャイムになるような方法で、みんなが玄関を注目すると。逆に注目されると、訪問客が入りにくいという点もあるかと思いますが、それぐらいの意識を持ってやってほしいなと。

本当に医療とか福祉とか大変大きな問題がありますが、まずは職員の意識をもっと向上して、やはりサービス業である以上、あいさつが一番ではないかなと思いますので、そのあたり踏み込んで、抜本的な考え方を直すというふうなことをやってほしいなと思いますので、総務課長の決意表明をもっとしっかりとよろしくお願いします。その3点だけちょっと。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 先ほど男女一斉にすると狭いということありましたけども、恐らく今の人数といえますと、来年度男子は男子2クラスの人数、女子は女子で体育授業をするとか、武道すると思います。その場合、恐らく30人程度の人数になると思います。30人一斉にすること絶対はないと思います。ですから、ある程度のグループに分けて、そしてする側と見る側とかいう形になってくるんで、大体15人から16人だったら今の広さで十分でないかなと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 総務課長。

総務課長（空林志郎君） 大川議員さんの再度のご質問でございますけれども、まず組織としまして役場の組織、もう少しわかりやすくということで、これにつきましてはまた組織改革について検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、電話の件でございますが、今ダイヤルインということで各課のほうに電話番

号をつけております。それになれておる方、その課に特に用事がある方というのは、やはりダイヤルインを使っていただいたほうが便利なのかなというふうな気がします。

ただ、何かわからない点、これにつきましては代表番号というのを設けまして、そこを総務課で受けるというような形をとってまいりたいと、このように考えております。

それから、後のあいさつの励行でございます。こちらにつきましても本当にほかの町のほうや市のほうへ参りますと、職員がきちっと顔を見てあいさつしてくれると、こういう役所もあります。そういう役所を見ておられますと、私どもの職場のほうはそれができていないというのは常々感じておったことですので、これにつきましては今から力を入れて指導してまいりたいと思います。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 私からも決意表明をいたしますが、まず町民の人にとってわかりやすい課の再編成をできるだけ早い機会にしたいと思います。それから、総務課長が言ったように、担当の部署がわかってる方はそこに連絡してもらえばいいですが、わからない人のために総務課で対応できるような係をつくるなり、係にその仕事を付加するなりで対応します。

それから、あいさつの励行については、民間にははるかにすばらしいとこいっぱいあるんですが、まずは私がすごいと思ったのは三豊市なんですね。もう気持ちよくなりました。市長さんがすばらしいんですが、三豊市に学びたいと思います。

それから、ある新聞である小豆島町担当の記者がすばらしいとって例を挙げたのは三木町なんですね。ですからまず、三木町と三豊市を訪問して勉強させます。

議長（秋長正幸君） 8番安井信之議員。

8番（安井信之君） 私は2つのことについて町長のお考えを聞きたいと思います。

まず最初に、まちおこし活動への行政のかかわりについて。

昨年からはまった協働のまちづくり支援事業は、さまざまところで住民みずからのまちおこし、地域再生に寄与しています。しかし、住民の力だけでは、その成果には限界が

あると認めざるを得ないと考えます。来年度には協働のまちづくり支援事業の最終年度になる活動も出てきています。それぞれの活動を検証し、行政のかかわりをつくっていかねばならないと考えます。行政の力が加わることで、大化けする事業も出てき、支援事業の目的も達成できるのではないかと考えます。

そこで、事業の検証、行政のかかわりについて町長の考えを伺います。

2点目、災害発生時の体制について。

防災計画の見直しを行うことをさきの総務建設常任委員会で示されました。今回の台風12号での対応において気がかりな点がありました。消防、消防団の対応は十分機能していたと思いますが、危険箇所の対応に少し欠けた点がありました。それは住民から道路陥没の危険性があると報告があったとき、その対応ができないことでした。

県では、危険箇所の対応を処理する契約ができていますが、建設課で確認したところ、小豆島町ではそこまでの対応に至ってないとのことでした。消防、消防団の対応では限りがあります。関係業界と協議の上、防災対策を図るべきかと考えますが、町長のお考えを伺います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 安井議員の質問にお答えします。

まず、1点目のまちおこし活動と行政のかかわりについてです。

昨年から協働のまちづくり支援事業というのが始まりましたけども、若い方々とか女性とか、経験豊かな高齢者あるいはいろんな地域の人がさまざまな事業に取り組んでいただきまして、大きな成果を出していると思っています。蛸の里づくりから城山の整備、それから観光ボランティア、子供の音楽活動の支援、それから小豆島ガールのような活動とか、いろんな分野でいろんな活動が進んでまして、大変力強く思っております。

こうしたまちおこしの活動についてはご指摘のように行政の力が加わることで、大化けする事業もあると思いますが、一方で行政が関与するんでなくて、自主的な民間の活動としてやったほうがいいものと2つに分かれることができると思いますが、いずれにしても始めまして2年たちますので、一度事業の検証、今後どう伸ばしていくべきかということについては検証をしてみたいと思っています。まだどのような形で検証をするかについては、議会の議員の皆様とも相談しながら進めてまいりたいと思います。

2点目の災害発生時の体制についてですけれども、昨日、本日も災害の対応を消防団な

どにいただきましたが、消防団の対応だけでは十分ではなく、また建設課等の役場の対応でも不十分な点が多々あったかと思えます。

ご指摘のように関係業界との連絡、連携を密にする上で、どのようなことができるか、県がつくってるような業界との協定を含めて検討していただきます。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 先ほど町長が言われた、私もちょっと参考にさせていただいてる蛍の事業、これ例にとって言わせてもらいますけど、その中でそれぞれの個人の飼育施設などを使って今は蛍の放流事業とかいう、今回は国民宿舎に泊まった人なりにも放流スタッフというふうな形の事業を行っております。

その中で、個人の施設なりではやっぱり長く続けていく分にはある程度無理があるんで、そういうような部分で町のほうの行政のほうも力というか施設なりを整備してもらえれば、あとはその団体なりの運営でいけるいうふうな部分もありますし、蛍の部分に関しては、その部分が教育的な見地から子どもセンターの放流、小学生の放流、中学生の放流というふうな形を今まで行っております。また、ことし初めての試みでありましたけど、ふるさと村でのカブトムシの相撲大会、また宿泊者への放流ということで、蛍が飛ぶころにはまた来たいなというふうなご意見が多数ありました。そういう中で小豆島町としては参考なり、そこの入り込みを考える施策としてそういうふうな部分を伸ばしていければいいのかなと思っております。

それと、2点目の災害の発生時の対応なんですけど、先週末、きのうもですけど、県のほうの対応としては、もう早朝より道を通れるような形で作業をすとか、そういうふうな部分で、すぐ対応するという形の契約が半年ごとというふうな形で、県のほうと契約がなされております。町のほうはそういう契約がないということで、もしできれば県の契約の体制を見習うべき部分があるのではないかなというふうに思いますが、その2点についてお考えをお伺いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 建設課長。

建設課長（尾田秀範君） 今ご指摘のありました県の対応という形の部分、今安井議員のほうで言われました協定等、香川県において16年12月7日に香川県建設協会と協定を締



結いたしております。その中で詳細につきましては各事務所長の権限において結びなさいとうたわれておりまして、平成17年9月1日に協定は結ばれております。

ただし、運用面でいきますと、安井議員の一番ご存じの半年ごとの通常の、町ではちょっとあり得ないんですけれど、年度決算を持たない修繕費という形の予算費目を県のほうは持っております。

ですから、今現時点におきまして、町のほうで年度決算を持たない修繕費を持たないと、こういう形の、要するに3月20日ぐらいにそしたら緊急な工事が出ます。そのときに契約できる予算がまずあるのかないのか、要するに決算前において不用額として落とす金額をほんなら抱いておくのかという、そういう細かい予算的な面も当然波及してまいりますもので、一概に要するに県の形をそのまま踏襲するというのはなかなか難しい面もございますが、町長のほうから先ほど答弁もありましたように、県の今も参考に、その意向に沿った形の協定をようするに協議をしたいなど、建設業界の役員の方にも相談して、県と同様の形が結べますかという相談はもう既に始めております。ただ、その中で先立つものはやはり契約する金額等が発生してまいりますので、今から順次詰めてまいりますので、その辺でご理解いただきたいと考えております。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） まず、1点目の協働のまちづくりのことですけれども、協働のまちづくり事業の中にはいろんなものがある、例えばやられてる方の自主性に任せたほうがいいものがありますけれども、安井議員が言われたような蛍の里のような事業は、個人ですとやるには限界がありますし、制約もありますし、あの事業を見てると、小豆島の魅力を高める上で非常にいい事業ですし、国民宿舎や教育委員会とリンクさせると、教育にもつながりますし、国民宿舎の集客にもつながりますし、そういうものは行政がかんで事業を大きくできるような仕組みという行政の役割が非常に大事だと思います。

協働のまちづくりは、繰り返しになるんですが、もう民に任せる、民間に任せるものと、いいものについては行政が応援する、さらにいいものについては一般化するということでしょうか、いろんな地域でも同じことをやってもらうように広げていくという、そういういろんなものがあると思ってますので、ご趣旨のようにどんな事業については行政が関与して、充実させるとか、あるいは一般の事業として継続的に実施できるような予算措置を講じるとか、そういう仕分けをしたいと思っています。

ことしから福祉分野でもこういう協働事業を始めてますが、とりわけ福祉分野の例えば小坪で今度やってもらう在宅のひとり暮らし高齢者への配食サービスのようなものは小坪地区でうまくできる仕組みができれば、これは全町内に普及させたいと思ってまして、そのために基本的な人件費とか管理費が要るならば、それは町で負担した上で、活動はボランティアで地域でやってもらうとか、そういうふうにやっていこうと思っています。

2点目の話は、予算措置さえすればできるという答弁だったようですので、来年度予算にそういうものを盛り込みたいと思います。

議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

8番（安井信之君） 協働のまちづくりの部分に関しては、町長がおっしゃられるような形で、町のほうの施策と沿ったような形でやっている部分に関しては応援してもらいたいと思います。

もう一つの災害の発生時の体制の部分に関しては、決算委員会などで今まで私もいろいろ予備費の部分をもうちょっと持ったほうがいいんじゃないかというふうな意見を出させてもらったことがあります、今までなかなかそれができなかったというふうなことで、来年の予算なりに期待をしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 11番村上久美議員。

11番（村上久美君） 私は改定された介護保険制度について伺います。

施行後10年を経た介護保険制度は、保険あって介護なしの言葉に象徴されるように、高過ぎる保険料、利用料負担、深刻な施設不足、実態を反映しない介護認定や利用限度額によって利用できる介護が制限されるなど、多くの問題が噴出しています。

今回の改定はこうした問題の解決には手をつけず、新たな給付抑制策を盛り込むなど、利用者、家族に重大な影響を与えるものではないかと考えます。

改正介護保険法等は、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指すと言っています。地域住民の願いに沿った事業を町がどのように進めていくのか、また問題点と思われることについて伺います。

その1つは、市町村の判断で介護予防、日常生活支援総合事業を創設することができるとしています。現在の介護保険制度では、要介護認定で要支援1、2と認定された場合、予防給付を受けることになります。今回の法改正では、この総合事業を実施する市町村は、要支援者について従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行させるのか、一人一人について判断することになります。

問題は、総合事業が全国一律の基準に基づく介護保険ではなく、市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金設定もすべて市町村任せになるということです。本町においては、この場合どのような体制と運営を行おうと考えておられるのか。また、この事業でサービスの質は保てるのかどうか伺います。

問題の2つ目ですが、介護職員の医療行為、たんの吸引等ですが、これが容認されることとなります。介護福祉士と研修を受けた介護職員による医療行為が可能になり、介護療養病床や在宅サービスのヘルパー、ほかの施設にも拡大し、法制化するとして医療関係者、介護職員からは強い懸念が示されているようです。本町ではどのような対応をされるのですか。

3つ目、今回の法改正では保険料を払い続けても、必要な介護が受けられないという制度の見直しを利用者などは求めていると思いますし、介護福祉士などの人材確保によって安心して介護が受けられる制度にとの願いがあると思います。しかし、その仕事に見合った労働報酬にない実態から職場を離脱するため、その処遇改善を行うとして、国は介護職員処遇改善交付金を実施したところですが、今年度でそれが終了の予定です。そのため関係者からは対策の継続、強化が強く求められています。

ただし、介護報酬に組み込まれると利用料のアップにつながります。これは介護報酬に組み込まない改善が何よりも必要です。国、県に対してそうした継続・強化を求める必要があると考えますが、いかがでしょうか。

4つ目ですが、来年度から65歳以上の介護保険料の改定が予定されています。厚労省は次期保険料が現在の平均月額4,160円から5,200円程度になると試算しています。年金生活者の高齢者にとって重過ぎる負担です。高齢者負担を軽減するために、町は国に対して介護保険料の公費負担増を求めるべきではないですか。その点の考えをお尋ねします。以上です。よろしく申し上げます。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 村上議員のご質問にお答えいたします。

介護保険制度についての質問でした。介護保険制度の評価につきましては、私自身、村上議員と共通する問題意識の部分と一致しない部分がございます。私自身は介護保険制度の策定作業にもかかわったものではありませんが、介護保険制度は、小豆島町に帰りまして、過疎化の進む、かつ人口高齢化が著しく進む小豆島町のようなところではかなり限界があるということをつくづく感じております。もちろん介護保険は、これがなければ高齢者の介護サービスが普及しなかったという点では非常にプラスの多い制度だと思えますけれども、高齢化が進み、人口減少が進んでる小豆島町のような場合には、介護保険制度を基盤としつつ、介護保険制度に過度に頼らないで、地域地域の助け合いとか、いろんな地域の力を活用して、高齢者介護とか高齢者の長寿をサポートする仕組みをつくるべきであると考えております。

具体的な質問について順番にお答えしますが、1点目の介護予防日常生活総合支援事業というのが今度の法改正で導入されたと聞いていますけれども、私自身、国がどのような考え方で、どのような要綱で、どのような基準でこれを行おうとしているのか、詳細を知りませんので、現時点では評価のしようがありませんけれども、私自身は介護予防、要介護にならないように健康づくりしたり、体操したり、さまざまな活動をしたり、あるいは日常生活のちょっとした買い物支援とか、食事の支援とか、こういうものを現行の介護保険制度でカバーするのはとても難しいことだし、必ずしも適当でないと思っています。もちろん介護保険制度は国の共通の制度ですから、それを活用しなければいけませんけれども、それだけでは小豆島町における高齢者のニーズに合っていないと思いますし、またそのニーズにこたえることはできないと思っていますので、国の制度がどうなるかをよく勉強をした上で、小豆島町独自のものをつくっていきたいと思っています。

その点については緊急質問でもお答えしましたが、月末に小豆島町における福祉と医療の推進会議というのを設けまして、私自身が座長をしますが、副座長にこの分野の専門家の村田先生に参加してもらいまして、小豆島町の医療、福祉の関係者とともに議論をしたいと思っています。月に2回程度して、年度末には介護事業計画をつくらなければいけませんので、その中で何らかの結論を得たいと思っています。

2点目の介護職員のたんの吸引などの医療行為が容認されることに法律改正がされたということですが、この大きな方向性としては、老人ホームに入所している高齢者のたんの吸引等について、本来は看護師がすべきだと思いますけれども、現実には看護師の確保が必ずしも十分でなくて、看護師さんの活動に制約があるとすれば、介護福祉士さんが研修を

経た上で、一定の条件のもとでたんの吸引等の医療行為を行うことができるようになるということはいい方向だと思います。

しかしながら、これも幾つか前提があって、その介護福祉士さんがきちんと安全性、専門性のスキルアップが担保されているということと、政策レベルで中央で関係の方々の意見が一致するということが必要だと思います。不安や不信がある中でその制度を現場に導入するということは、慎重でなければいけないと思います。

しかしながら、国とか県で介護福祉士の研修が行われるのであれば、その研修には小豆島町内の関係の人は研修に参加して、そのような資格を取っていただくべきだと思います。いずれにしても、方向は間違っていないと思いますが、専門性や安全性についての担保がどこまでできるかということだろうと思います。

3点目の介護職員処遇改善交付金については、介護職員の処遇改善については意義のある制度でしたので、国、県に対して継続、強化を求めていきたいと思います。

4点目の介護保険料が高過ぎるので、国に対して介護保険料の公費負担増を求めるべきではないかというご意見ですけれども、国においてそのようなことができるのであれば、それはそれにこしたことがないし、そうすべきだと思いますが、現状は国は900兆円の赤字を抱え、いろんな社会保障の負担の問題で大変厳しい状況にありますので、現実問題として国がその負担増を国が負担をしてくれるというようなことはなかなか考えにくいことだと思います。

逆に、私の厚生労働省の経験で言えば、介護というのは地域密着の仕事でありますので、国の負担を減らして、公費という点であれば町の負担をふやす、今たしか13.5%ですけれども、他の制度と同じように4分の1負担にするとか、そのような方向にあると思います。

これは国に要求して現実的に実現するのならいい話ですが、実現する可能性のない話ですので、私自身公費負担増を求めるつもりはございません。また、介護保険制度について、これが切り札とも思っておりませんので、要望するつもりはございません。

むしろ健康づくりとか地域で配食サービスをしたり、例えば買い物に行くときに地域の人が移動の支援をするとか、できるだけ地域で高齢者の人が元気に暮らせる、そういう地域社会にすることによって、介護サービスを受ける期間をできるだけ短くして、介護保険料が高くなるようにする、原理原則に立ち戻って対応すべきだと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） まず、問題点の1番目のところについては、町長自身もよく内容的に今現在のところわからないということなので、小豆島町に合った医療福祉の問題として、今後議論を重ねていきたいというふうなことだったと思いますが、この総合事業の場合、介護保険の制度を使わなくて、この制度を創設することによって一定の専門職以外に任せたり、あるいは今まで要ってた費用が本人負担がふえたりということで、もともと町が一定拠出していた費用が抑えられてくると、そして利用者の負担になってくるというふうな方向が懸念されています。そのことについては町長としてはどのように考えているのか、伺いたいと思います。

先ほど小坪のほうで配食サービス云々言われました。これにおいても例えばいろんな保健衛生の検証の問題も関係しないのかなというふうに思いますし、その地域の住民の皆さんの中にそういうきちとした専門の方がいらっしゃる体制をとられるのかどうなのかという問題と、大体サービスの担い手、ボランティアがこの制度の改正の中にも書かれておりますけど、地域住民の互助活用、多様なマンパワーを活用するというふうなことも書かれております。そういう形で地域それぞれの皆さんに今後どのように、やれるところからやっていくという考えであると思いますが、今後それを逐次進めていくのか、伺いたいと思います。

また、福田地域住民の願いであります福田地域においてのデイサービス等を地元でやってほしいということに対して一般質問を以前に行いましたが、町長は次期の改定される介護保険制度の事業計画の中で検討したいという答弁をされました。このことについて進捗度がどうであるのか、伺いたいというふうに思います。

一部医師のシンポのときに地元に行かれて、住民の方との懇談もされたと、その中にも施設を活用した云々話をされたというふうに聞いておりますが、執行部の事務局レベルの中で、それを受けてどのように検討がなされていっているのか、伺いたいと思います。

それから、この総合事業の場合、その事業費が介護給付費の3%以内に制限されるということで、今までの必要とするサービスが受けられるのかどうなのか、受けられないのではないかという危惧もありますが、今現在町においての場合、どのように認識されているのか、伺いたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） 幾つか質問されましたので、全部に答え切る自信はありませんが、基本的な感覚から申し上げますと、私自身の反省でもあるんですが、高齢者の介護という問題を介護保険法という制度の枠組みの中で全部解決しようとする、今国が陥ってるようなにっちもさっちもいかない状況になってるんだと思います。

私、小豆島町に帰ってきて、高齢者の介護というのは地域生活というか、地域でみんなが助け合って元気に生きて、結果として小豆島全体が活気にあふれて元気になるという、この中の一つの作業にすぎないということは改めて考えまして、確かに厚労省が考えるように介護予防は非常に重要で、これに力を入れていこうとしているんですが、介護保険の枠組みだけで考えると、ご指摘のあったようにせっかくの介護予防日常生活総合支援事業を全体の3%でなければいけないという、非常に矮小な発想になるので、私が冒頭申し上げましたように、地域活性化総合特区、福祉、医療オペやりたいというのは、そういう国の強制的な枠組みをぜひ外してほしいということです。

常識で考えてすぐわかることは、1人の高齢者が最後要介護になって、老人ホームへ入ることは仕方ないですが、その期間が1年なのか3カ月なのか10年なのか、もう全然違うんですね。だから、その期間を1カ月にできるために介護予防活動のためにいろんなお金を投入した結果、その方が高齢者老人ホームに入る期間が短くなれば、もう全体として明らかに町の財政にプラス、まして医療機関に入院しないで済んだとすると、物すごく財政負担は軽減するんですね。そして、地域で高齢者が活動していると、その地域の高齢者の活動を地域の住民が、例えば婦人会とか、子供たちが応援してるとか、そうすると地域の元気につながるので、介護保険という枠組みを超えて、もともとの原点に立ち返って、介護保険は重視、活用はするんですが、それにとらわれず、本来どうしたらいいかという観点でやろうと思ってるんです。

それで、地域活性化総合特区を小豆島独自で出したいと申し上げたところ、香川県が勘弁してくれということ、もう泣く泣く香川県の中で提案することにしたということでありまして、村上議員が考えてることと私が考えてることはほとんど差はないと思います。国の制度であるので、その制度が提示されれば、その範囲内でぎりぎりのことはしますけれども、できればそういう3%とかいろんな手かせ足かせは外してほしいと。こうすれば、高齢者も元気になり、医療費も減って、地域が元気になっているモデルを小豆島につくりたいと、そういうことで提案をするつもりですし、そのために小豆島町における福祉と医療の推進会議というのを設けて、白紙で議論させてくださいということですね。そう

いうことをやりたいと思っています。でも、現時点で国の制度を前提にまだ根拠も示されていない国の制度で議論をすることはさほど意味のあることではない、原点に立ち返って高齢社会の高齢者介護の問題に取り組むつもりであります。

福田地区における小規模多機能デイサービス化については、一貫して福田地区には必要だと思っておりますし、年度末で策定される第5次の計画には盛り込みたいと思っています。以上です。

議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

11番（村上久美君） 地域住民がいろんな団体があり、個人があり、それぞれが地域で生活して高齢者が近くにいて、ひとり暮らし、高齢者の夫婦、そういう人たちの生活や身近なところで日常出合ってあいさつをし、元気ですかっていうふうなことも声かけもしながら、いろんな形で高齢者との接点は日常の中で日ごろ体験してると思うんです。

この介護だけでなく、介護から外された地域でのマンパワーを活用してやることも、それは地域の公民館の中でそういうことをやるとか、集まって定期的にお年寄りが楽しむとか、そういうふうなことでそれをサポートするボランティア、あるいはその中に専門的な方も組み込まれていくのかどうなのか。全くボランティア、地域住民でやりなさいよと言われてもこれまた困るだろうなど。

それと、防災の問題とも関係すると思います。やはりお年寄りがどこで寝てらっしゃるか、そういう方をいろんな方がサポートすると思います、地域の中で。消防団だけに限らず、地域のやっぱり役員さんとか地区役員さんとかが。そういう中で、いろんな役割を地域住民は果たしていかなければならない状況にこれからあるのかなというふうに思います、介護だけの問題に限らず。

ですから、今まで介護保険制度は介護認定をさらに厳しくやってきたし、今まで介護4だった人が介護2にランクを下げられて、それによってサービスの内容も変わったと、大変だと、サービスが今まで受けられないんだと、そういうふうな声も聞くし、今言ったように、新しい事業を創設する場合、要介護1、2、要支援1、2、こういうところがこの中に組み込まれていくと、新しい制度に組み込まれていくなれば、本当にそこで在宅で見ている方なんか大変、本当にどうするのかと、大変だなというふうに思います。不安がいっぱいあると思いますので、そういうふうなことも含めてこの地域の介護をされてる方の思いもやっぱり行政サイドがしっかり受けとめて、今後の医療と介護、この会議を設定



するのであれば、そこら辺のことも十分、いろんな立場から、いろんなところから、いろんな地域から吸い上げていただきたいなというふうに思っておりますので、今後の会議がどういうふうな議論の内容になっていくかわかりませんが、これからの問題ですけども、ぜひそういう点でお願いしたいというふうに思います。

何よりも、地域の住民の皆さんの合意が必要だと、納得が必要、でなければ協力は得られないというふうに思っておりますので、その点をぜひお願いしたいと思います。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） ご意見は大いに参考にして会議に臨みたいと思いますが、私も特別公務員でありますので、介護保険法というのが国の制度によって決められれば、それはそれとして遵法する義務がありますので、それを前提としながらどんな工夫ができるか、私も村上議員と同じで今の介護保険法には相当問題があるという立場ですし、地域の力でやるべきだと思っております。

それから、専門家とボランティア、当然役割分担が違うわけで、小坪の活動にしるボランティアは日々活動していただくことになるでしょうが、専門家は専門家で1週間に一度とか月に一度とかいろんな角度で取りかかっていくということが有効だと思いますので、いづれにしても一生懸命やります。

議長（秋長正幸君） 7番新名教男議員。

7番（新名教男君） 私は小豆島町の教育について2つ質問をします。

1つは、義務教育の児童・生徒の学力低下と、規範意識の低下が取りざたされておりますが、小豆島町の現状と対策はどうなってるか。2つ目は、先ほど大川さんからも質問がありましたが、平成24年度から完全実施される中学校の指導要領の完全実施について、町教育委員会の指導対策はどのようになっているか、その2つについて質問をさせていただきます。

まず最初の分ですが、日本の教育は、これ大分前に言われとるんです、7・5・3と言われて久しいと思います。小学校で3割、中学校になると5割、高等学校は7割が授業に

ついていきにくいと言われておりますが、これは間違いないとは言いませんけども、そういう状態が残っております。小豆島町の義務教育、子供たちの現状はどう考えておいでるか質問します。

日本は人材を除けば目立つ資源は本当にごさいません。この資源に付加価値をつけるのが僕は教育だと思っております。1番じゃ、2番ではいかんのかという人もおりますが、子供たちの能力を引き出して磨いていく教育こそ、僕らのように親たちが自分の子供たちに与える最高の財産だと私は今でも思っております。

日本の教育のレベルの高さは、今画一的教育というのはもう本当にこれいかんというふうに言われておりますが、画一的教育による、よりです、身につけられた基礎教育の上に教育は僕は成り立つと思います。だから、画一教育というのは絶対に必要です。

1学級の生徒が40人、今35人という、30人と文部省言っておりますけれども、一人一人の自由を認めたら1人の先生で40、30を授業できんです。こら物理的にいって一人一人を自由にして40人、30人預かったら授業はできません。しかし、理論的には可能かもわかりませんが、物理的には成立しません、不可能です。

文部省が今推し進めておりますゆとり教育、これもかなり行き詰まっております。それから、教師は、もうこれはいろいろ問題、議論はあると思いますが、労働者であるという日教組の考え方に基づいた、これは週5日制というのは文部省とこれ日教組のやりとりの中でこの5日制というのは政治的決着とは言いませんが、これは教育の原点からして子供たちを本当に考えた結論では僕はないと思ってる。

今、小豆島の教育に携わってる教職の人たちは、親にもいろいろ問題があります。それから、地域の教育力の低下、これも現実だと思います。しかし、先生方、今非常に忙しい、献身的にやっております。なかなか成果上がっておるように思えません。

まず、先生方まず一生懸命やると、お医者さんの話もありますけど、まず住民が認めにゃ、そら喜んで仕事しません。医者はこれこれ言うたら、医者なんかおりません。

そこでです。しかし、個々の教師とかそれぞれの学校が小豆島町の現状を踏まえて、その解決のために一つの方角に向かっているかということについては、僕は疑問符がつくと思います、小豆島町ですよ。

これはやっぱり、後から答弁してくれると思いますが、教育委員会の、これ教育委員会、指導、助言の権利しか持っておりませんが、この教育委員会の残念ながら哲学がなさ過ぎると、僕はそんなに思ってます。

そこで、提案ですが、週5日制の教育です、土曜日の半日です、問題は。そこに人材と

財源が要りますけれども、人材もいろいろ考えてほしいんですが、全力を挙げて何とか有効利用する方向を考え、実践することはできませんか。これをひとつお聞きしたい。

ということは、土曜日の半日、午前中ですね、これを小豆島町として、法も法ですが、その法に触れん程度に何とか考えれんか。これひとつ答弁してください。

それから2つ目ですが、指導内容ですが、24年度から実施される。この移行措置についてですが、既に実施されているから今年もやっておると思えますけれども、理論でなく現場として現実に問題となっていることはどのようなことでしょうか。この2つについて質問をします。以上です。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 今の新名議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目についてですが、新名議員の言われている土曜日のあり方を独自に検討してみることは無理なのかというご質問であります。質問内容からゆとり教育以前の土曜日を授業日という解釈で回答させていただきます。

土曜日の授業についての実施については、費用負担が前提ではありますが可能であります。現在、学校の休日は学校教育法施行規則第61条第2項で日曜日及び土曜日と定められています。

しかし、東京都の小・中学校で月2回までの授業を認めており、小・中学校ともに3割強の学校が土曜日の授業を実施しています。また、香川県内では今年度から東かがわ市の本町小学校が月2回の土曜授業を実施していますので、検討することは可能だと考えています。

ただ、すぐに土曜日を授業日という検討には至らないと考えています。というのは、私が教育長になって一番気にしてることは町内の児童・生徒の学力低下です。小学校は今年度から新学習指導要領の全面实施となり、中学校では移行期間であり、平成24年度、来年度からは学習内容が増加します。

全国的にはこの新学習指導要領に学力向上を期待するところであります。しかし、小豆島町内に焦点を当ててみますと、学力低下の要因はさまざまなものが考えられますが、大きく2点、無気力と学習意欲の低下に原因があると考え、それを改善していきたいと考えています。

子供の無気力とは、以前から言われていましたが、最近医学により子供の低体温症とつ

ながっていることがわかっています。児童・生徒の就寝の時間が遅く、朝遅くに起き朝食をとらずに登校することで、十分な体温まで上昇せず、だるさと眠気を増すというものです。

また、高校進学率が高いことはよいことですが、逆にさほど勉強しなくても高校に進学できる環境であることから、積極的に勉強に取り組む姿勢が見受けられず、同時に保護者にもそのような考えを持っている方もいるのではないかなと思っております。

保、幼、小・中の先生方が組織しています小豆島町学校教育研究会を中心に、具体的教育策を図っていらっしゃるところでございます。それぞれの町共通の解決方法として、無気力の対応としては、現在学校で指導しています早寝、早起き、朝御飯の徹底指導を図りたいと考えております。

また、学習意欲の面では、新学習指導要領に基づき質の高い授業を展開し、児童・生徒に勉強の大切さを教え、切磋琢磨できる環境を整えます。そして、家庭での学習にも力を注いでいきたいと考えています。

来年度すぐに結果を出すということは難しいでございますけども、今後3年間である程度の結果を出していきたいと考えております。教育委員会もそれなりのバックアップをしていくつもりでございます。

新学習指導要領で学習内容の増加により、児童・生徒の毎日の疲労度が増すことも想定されておりますので、毎日の学習疲労が大きいと判断した場合、また3年後に学力レベルが向上できなかった場合において、土曜日の授業を検討していきたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目の平成24年度からの学習指導要領の完全実施に伴い、現実的な課題となっていることはどのようなことであるかというご質問ではありますが、やはり先ほど大川議員さんにお答えしたように、武道、ダンスの必修に関する課題が上げられるかと思えます。つまり、危険性が高まり、けがや事故等の安全面への課題、また武道における技能面での習得は不十分になる等の指導力への課題があります。

繰り返しになりますが、安全面でのけが、事故防止として、また正しい技能の習得のために、指導者の研修の機会をふやすことや、外部コーチの招聘、DVD、書籍の購入等、今後検討していく必要があると考えております。以上でございます。

議長（秋長正幸君） 7番新名議員。

7番（新名教男君） 先ほど言いました週5日制の分で、土曜日は授業日にと、そこまでは考えておるわけではございませんが、義務教育でいうと小学校が6年で中学校3年です。幼・保も入れますと9年間で1週間7日あって2日間子供たちは遊んでおるわけです、今んとこ。これ遊んでない子もおりますが、ほとんどが今、特にゆとりなんかでやってみて、僕も中学校でゴルフのゆとりの授業教えたんですが、ゆとりとかいうのは本当にゆとりなんです。何がゆとりか、子供がゆとりなんです、先生がゆとりなんです。頑張るとんは行った僕が頑張るとる。ただですよ、ボランティアですから。こんなんです。

それで、文部省はゆとり教育言うてる、これ理論的にはゆとりで、ここぞ働きやせん、働かさんのです、人間は、画一教育大事なんです。

そこでです、今の分でお願いしたいのは、教育委員会として今まで本当に町全体を考えて、小学校はこういう目的でやるんだという、先ほどの大川さんの話じゃないけどあいさつだけでもえんですよ。そういうふうの一つのバルーンがないんです、なんちゃない、小豆島町は。みんな任せとんです。

そりゃ法的には、悪法も法ですが、法的には教育委員会いうたって学校の校長は聞かんでえんです。これは皆さんご存じやと思うんで、聞かんでえんですよ。何も教育長が偉げに言うたって、校長はわしゃ聞かん言うたらそれでええんです。指導、助言までですから、命令権ないんですから。それが学校なんです、システムですよ。これやったら悪法ですよ。けど、悪法もやっぱ法律です。

そこでです、何か1つ、こんだけ、教育長が言われたように無気力、それから学習意欲の低下で学力が落っとるのはもうこれ現実やと認められた。僕もそれ現実やと思います。ただども、小豆郡の場合、町長はよう言われてますけど、非常に夢がある家庭があって社会教育が育っとんですよ。それ利用せん手はないんです。

だから、週5日制の土曜日ですよ、60過ぎて暇なんがいっぱいおるんです。お金もまあまあある、力を持つとる人いっぱいおるんです。それをどう利用するかが問題、喜んでですよ。

そのためにはやっぱりさっき言うた財源が要る、財源が要る。国会議員もみんな言うんです、教育は国家百年の計で言るだけで銭はつけんのですよ。お金がついとるといったら人件費だけです。うちも見てください。今までは本当に教育財政にお金入れとらんです。

妙なときに冷房はせんかと言うけど、冷房やしよったらまた子供、そんな事ばかりしてたら、熱中症になるんですよ、運動会したら。だから、そこの考えようですよ。冷房が

いかんとは言いませんよ。考えようです。

だから、例えばですよ、冷房しとるときに、家ではみんな冷房してカーンと冷やすんですよ。冷房して運動してもこんなひっくり返るの当たり前ですよ。そんな人間に育つてんですから。

そこでです、教育委員会にお願いしたい。哲学ですよ。そこを今日の5日制の1日使って、そういうことを3年間の後に結論を出すと言いますが、3年間で各学校が小学校はこれで行こうで、中学校はこれで行こうで、まず先生方が一つにならな。そこんことをぜひ教育長にはそういう哲学、えらげに言っていますが、私自身が哲学余りありませんけども、本によると哲学が大事だと。そこんところを教育長は、今僕が申し上げた分でどういう施策があるか、もし可能性があったら教えてください。

議長（秋長正幸君） 教育長。

教育長（後藤 巧君） 一番は、今問題になっていること、家庭を巻き込むということが一番だと思っております。すべて今まで学校が子供に対してだけの指導が今までありました。ですから、早寝、早起き、朝御飯、これについても子供を通してだけ、このあたりをやはり家庭を巻き込んで、保護者の方にも、全町民の方にチラシを配布して、皆さんの協力を得て、全町民で一つになっていくというような考えを私は持っております。

それをいろんなところで、1つの学校じゃなくて全部の学校で、保育所、幼稚園、小学校、中学校、全家庭で一斉にやっていきたいと考えております。以上です。

議長（秋長正幸君） 7番新名議員。

7番（新名教男君） 教育長が新しく赴任されましたんで、意欲満々で大いに期待をしておりますが、戦後結局は平等平等言いながら本当にそんなに、私も生まれたとき貧乏やったですが、平等に、金持ちに生まれたら幸せやな思いますが、そこから教育の原点があるんです。不平等からあるんです。平等っちゅうのはそんなに平等に生まれくる人はおりませんから。

ぜひ戦後の悪平等を親たちにもしっかりわかってもらうて、そこと、今先ほど申しましたけども60過ぎてボランティア、たくさん有能なんがおります。文化、武道もそうですし、その他の教育に関してたくさんおりますんで、ぜひその人たちを有効利用して、町長

には最後をお願いしときたいんですが、財源をぜひつけてもらって、そして教育長が今言われたようなことをぜひ目指して、ぜひ小豆島町が素晴らしい子供を育ててるなあと、観光客じゃなしに行政の者が見学に来るような教育委員会にしてほしいと思います。よろしくをお願いします。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷真由美議員。

12番（鍋谷真由美君） 私は2点について質問をさせていただきます。

1つは、原発依存から撤退し、自然エネルギー政策への転換をとということです。

3月11日の東日本大震災による福島第一原発事故の危機はいまだ収束の見通しさえ立たず、放射性物質の大量拡散による被害は数カ月を経て県境をはるかに越えて、東北を中心にしつつ全国各地のさまざまな分野へ際限なく広がりつつあります。

この事故は、原発の危険性を国民の前に事実を持って明らかにしました。現在の原発の技術は本質的に未完成で極めて危険なものです。原発は莫大な放射性物質を抱えていますが、それをどんな事態が起きても閉じ込めておく完全な技術は存在しません。そして、一たび大量の放射性物質が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で将来にわたっても影響を及ぼします。そうした原発を世界有数の地震、津波国である我が国に集中的に建設することは危険きわまりないことです。歴代政府が安全神話にしがみつき、繰り返しの警告を無視して安全対策をとらなかったことがどんなに深刻な結果をもたらすのかも明瞭になりました。

福島原発の大事故を経験して、日本でも世界でも原発撤退を求める声が大きく広がっています。先日は大江健三郎さんらが参加した6万人の集会が開かれました。ドイツ政府は2022年までに原発から全面撤退することを決定し、発電量の40%を原発に依存しているスイスも撤退を決めました。

原発からは撤退するしかなく、地球環境を守る人類的課題と一体で考えれば、自然、再生可能エネルギーへの転換と、エコのまちづくり、低エネルギー、省エネルギー、低炭素社会を目指すべきだと考えますが、町長のお考えはどうでしょうか。

町長が政府に対して原発からの撤退と自然エネルギーの本格的導入を求める声を届けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、まちおこしとして太陽光、小水力、木質バイオマス、風力などの自然エネルギー開発を進め、電力自給率27%をさらに高めようとしている高知県梶原町や、電力自給率160%を達成した岩手県葛巻町などのような先進例にも学び、自然エネルギー活用政策に切りかえ、低エネルギー社会へ移行を目指し、太陽光発電整備への補助や風力の活用、間伐材の活用などの具体的施策を進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

次に、内海病院の存続で地域医療の充実をとということです。

県から内海病院と土庄中央病院を統合した新しい病院を建てる計画が出されています。しかし、病院の問題は町民の命と健康に直結する問題であるのに、建設場所も決まっていないような無責任な計画であり、到底認められないと思います。

平成9年に建てかえられてまだ14年しかたっていない内海病院を活用せずに新病院を建てることは税金の無駄遣いであり、町民の合意も得られないと思います。

また、全国で医師不足が問題となっている今、新しい建物を建てたからといって医師を集めることは不可能です。今いる医師の中からも統合するならやめるという声も出されています。何より、町民の知らないところで身近な病院をなくすことが決められることは問題だと思います。

専門家や医療関係者の意見とともに、最大限に町民の意見や要望を取り入れながら病院の今後を考え、内容を充実させ、地域医療を守っていくことが町長の仕事ではないでしょうか。

また、公的医療機関は民間病院ではできない不採算部門の僻地医療や救急救命、感染症治療、災害医療など、重要な部門を担っています。自治体病院は地域に深く密着しており、住民が健康で安心して暮らし、住み続けられるまちづくりにとって欠かせません。

自治体病院の経営難の大きな原因は、政府・与党が構造改革の名で住民生活に直結する暮らしや福祉、社会保障予算の削減を強行してきたことにあります。社会保障費は毎年2,200億円も削減され続けています。社会保障予算が削られ、公的医療費が抑制されるもとで、患者の医療費負担がふやされ受診が抑制されています。医療機関に支払われる診療報酬も連続して引き下げられています。

こういったことが病院の経営悪化を加速させてきたと思います。社会保障の切り捨てやコスト一辺倒の合理化や統廃合の押しつけをやめ、地域医療、住民福祉の拠点として、必要な予算を確保するよう国に求めるべきだと思いますがいかがでしょうか。以上です。

議長（秋長正幸君） 町長。



町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員にお答えをします。

まず、1点目の原発依存から撤退して自然エネルギー政策への転換をというご質問です。

原発については、安全性の問題がありますので、原則としてこの依存を低くしていくという方向が正しいのだらうと思いますが、現時点では残念ながら私たちが生活する上で、また産業活動をする上で、原発は必要だと思えます。ステップ・バイ・ステップで原発依存を減らしていくという現実的な対応以外にはないと思えます。

それから、自然エネルギーはすばらしいエネルギーですけれども、専門家ではありませんけれども、自然エネルギーに全面的に依存することも困難だと聞いております。火力とか水力とか、現実的な対応をする以外に方法はないと思っています。

そういう考え方ですけれども、小豆島で自然エネルギーを活用するということはとても大事なことだらうと思えます。小豆島はエコアイランドとして期待されている島でもあると常々思っておりますので、小豆島での自然エネルギーの普及は必要なことだと思えます。

事務方に聞きましたら、残念ながら小豆島町では太陽光等々自然エネルギーについての補助制度がないと聞きましたので、太陽光発電整備の補助のように自然エネルギーを普及する施策を来年度から実施すべく検討をしたいと思えます。

2点目の内海病院の存続で地域医療の充実をということです。

この問題については、今日何度もお話ししましたが、内海病院を存続してそこで必要な医療を確保できるのであればそれはそれにこしたことはありません。小豆島町という単位で見ればだれもが、だれもというか、とりわけ旧内海町の皆さんはそう思っていると思えますが、残念ながら現実はそのように生易しいものではないと思えます。

現に、既に内海病院は内科の先生がここ数年いなくなりまして、とりわけ循環器内科の先生がいなくなったことによって、現在の内海病院では脳溢血とか心筋梗塞の緊急の対応をすることは不可能になっています。総合医療ができるかできないかは高齢化が進む小豆島にとっては生きるか死ぬかの、まさに議員がおっしゃった町民の命と健康に直結する問題であります。

端的に言えば、そういう循環器内科の先生をどう確保、ずっと将来にわたってどう確保するかということが本質的な問題であります。残念ながら、小豆島では小豆島出身の医師はいっぱいいらっしゃいますけれども、必ずしも全員が小豆島に帰ってくるわけでもなく、

循環器内科というか、これから高齢化になったときの必要不可欠な医師の確保は県内全体でも大変難しい課題になっております。そういう医師をずっと将来にわたってどう確保するかというのが基本的な最も大事な問題であります。もちろん、どこに病院をつくるかという問題も大変大事です。それは島内でこれからいろいろ議論してコンセンサスを得たいと思います。

最も大事なことは、医療の担い手のお医者さんたちが小豆島に来てやってやろうと言ってくれることが一番大事なことです。これができなければ島民の命と健康を守ることができません。そのことが最も大事な、ハードも大事ですけどもソフトのほうがもっと大事です。

現在は、繰り返しになりますけど、脳溢血や心臓ペースメーカーに何かあったとき島では対応できません。内海病院では対応できません。これを放置しておいていいはずはないと思います。

そのためにどうするかということで、県が県内のトップクラスの人全員集まって小豆島の医療をどうするかということを提案してくれた。それが新しい病院をつくってという提案。香川県のまさに医師確保に向け頭を下げてお願いしなければいけない、医師の専門家、看護師、大学の先生、県庁の人、両病院長、全員が一致して提案された意見が新しい病院をつくってやってみたらどうかという提案であります。

私はまずはその提案を前提にして島民の意見を聞いて、コンセンサスを得て結論を得たいと思っております。強引に進めるつもりは全くございません。来月14日に島民会合を開いて意見を大いに言っていただきたいと思っております。

あくまで繰り返しになりますけれども、場所の問題も大事ですけども、どういう人がどういう医療を小豆島で担ってやっていこうという気持ち、その気にさせることができるかどうかポイントなんです。もし自分たちがずっと小豆島の医療のためにやってやろうという方々がいるならば、私たちはその先生方の意向に沿った対応をする、私はその義務があると思っております。

議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

12番（鍋谷真由美君） 自然エネルギーの問題ですけども、日本の自然エネルギーは本当に大きな可能性を持っております。今の技術水準や社会的な制約なども考慮し、実際のエネルギーとなり得る資源量は、太陽光、中小水力、地熱、風力だけでも20億キロワット以上と推定されているそうです。これは日本にある発電設備の電力供給能力の約

10倍、原発54基の発電能力の約40倍だと言われています。

この豊かな可能性を現実のエネルギーとして実用化する取り組みを進めることで、今後5年から10年の間に総発電量の25%を占める原発をゼロにして、自然エネルギーへの置きかえと低エネルギー社会への取り組みで総発電量の2割から3割程度を自然エネルギーにするという目標は、日本の技術水準から見ても、世界の国々での自然エネルギーへの取り組みから見ても、決して不可能なことではないと思います。

日本の問題は、電力需要も温室効果ガス対策も原発に依存し続けてきた政治のおくれにこそあると思います。この5年間に原子力対策には2兆円以上の税金がつき込まれてきましたが、自然エネルギーは6,500億円にも達しません。予算上でも重点施策とし、産業界、学界など、民間との協力体制も強化するなど、国を挙げた取り組みを進めることを求めていると思います。

また、自然エネルギーの本格的導入はエネルギー自給率を高め、新たな仕事と雇用を創出し、地域経済の振興と外需主導の日本経済への大きな力にもなります。それぞれの地域に固有のエネルギーを活用するために、小規模な事業を無数に立ち上げていくことが求められますから、仕事起こしや雇用創出にも大きな効果があります。ぜひ研究、具体化をしていただきたいと思います。

先ほど太陽光発電の補助は取り組んでいきたいと言われましたが、県下でも実施している市町たくさんありますので、これはぜひお願いしたいと思います。

それから、病院の問題ですけれども、最初から病院の統合、新築がありきで進めるというのは順番が逆ではないかと思うんですけれども、今の実態、町民に十分知らせて議論し、協力も訴えながら方向性を見出していくというのが順番ではないかと思いますが。それで、その後で今の施設を利用するのか新築するのかという話が出てくるべきではないかと思います。

特に、内海病院は町民からの浄財もいただいて建設した病院です。そこを十分に活用して守っていくということも必要ではないかと思います。町民の理解が不可欠だと言われましたけれども、具体的にはどのように町民に説明し、理解してもらうのかということをお尋ねしたいのと。

やっぱり新しい病院を建てただけでは医者は来ないとか、そういうことは現職のドクターの方もみんな言われてますし、それが目的というか、本当に新しい病院を建てることだけで一病院、一自治体だけで努力したからといってそれが実現できるのかというところが本当に不安があると思うんですけれども、その点はどのようにお考えなんでしょうか。

議長（秋長正幸君） 町長。

町長（塩田幸雄君） エネルギー問題について私は素人でありますので、身の丈に合った対応しかできません。自然エネルギーの太陽光発電の補助をするというところから始めたいと思います。

それから、病院の問題についてはもう今日何度もお話ししたつもりで、町民の命と健康を守るという観点から悲痛な叫びを私はしてるつもりです。

議長（秋長正幸君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

小豆島町議会会議規則第8条では、会議時間は午前9時30分から午後5時までとなっております。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長します。

暫時休憩。55分から再開いたします。

休憩 午後4時45分

再開 午後4時55分

議長（秋長正幸君） 再開します。

~~~~~

日程第 6 報告第 8号 平成22年度決算における小豆島町健全化判断比率について

日程第 7 報告第 9号 平成22年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について

日程第 8 報告第10号 平成22年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について

日程第 9 報告第11号 平成22年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について

日程第10 報告第12号 平成22年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について

議長（秋長正幸君） 次、日程第6、報告第8号平成22年度決算における小豆島町健全

化判断比率についてから日程第10、報告第12号平成22年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率についてまでは相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 報告第8号平成22年度決算における小豆島町健全化判断比率についてのご説明を申し上げます。

報告第8号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、地方公共団体の財政の健全性をチェックするための4つの健全化判断比率について報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

なお、報告第9号から報告第12号につきましては、本町の3つの事業会計と簡易水道事業特別会計の資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。

報告内容につきましては、担当課長から順次説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 日程第6、報告第8号平成22年度決算における小豆島町健全化判断比率について内容説明を求めます。企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 報告第8号平成22年度決算における小豆島町健全化判断比率についてご報告申し上げます。

上程議案集の2ページをお開き願います。

この表に掲げておりますのは、上段が小豆島町の数字でございます。下段のほうは早期健全化基準、また財政再生基準でございます。

表にございますように、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましてはバーとなっております。また、実質公債費比率につきましては9.5ということで、平成21年度決算に比べ大幅な改善を見せているところでございます。将来負担比率もバーということでございます。

このように、平成22年度決算において、健全化判断比率につきましてはすべてクリアできており問題はございません。

なお、監査委員の意見につきましては、24ページから25ページに記載しておりますので、ご参照願えたらと思います。以上、まことに簡単ではございますが、平成22年度決算における小豆島町健全化判断比率についての報告を終わらせていただきます。

議長（秋長正幸君） 日程第7、報告第9号平成22年度小豆島町水道事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 報告第9号平成22年度水道事業会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

お手元の議案書の4ページをお開きください。

(1)の流動負債524万3千円、(3)の流動資産17億381万4千円、(8)の16億9,857万1千円は、流動資産から流動負債を差し引いた資金剰余額であります。(10)の額4億7,548万5千円は、決算書の営業収益の額から受託工事費などを差し引いた額であります。最後の欄の標準財政規模比の29.9%は、(8)の資金剰余額の町の標準財政規模56億7,395万円に対する割合であります。

以上のように、水道事業会計では資金剰余額があり、資金不足は発生しておりません。以上、簡単ですが説明を終わります。

議長（秋長正幸君） 日程第8、報告第10号平成22年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。病院事務長。

病院事務長（莊野 守君） 報告第10号平成22年度小豆島町病院事業会計決算における資金不足比率の内容についてご説明申し上げます。

上程議案集の6ページをお願いします。

内海病院におきましては資金不足は発生しておりません。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（秋長正幸君） 日程第9、報告第11号平成22年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。介護老人保健施設事務長。

介護老人保健施設事務長（岡 秀安君） 報告第11号平成22年度小豆島町介護老人保健施設事業会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

1ページめくっていただき、8ページをお願いいたします。

記載のとおり、資金不足比率はありません。まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

議長（秋長正幸君） 日程第10、報告第12号平成22年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率について内容説明を求めます。水道課長。

水道課長（曾根為義君） 報告第12号平成22年度小豆島町簡易水道事業特別会計決算における資金不足比率についてご説明いたします。

お手元の議案集の10ページをお開き願います。

簡易水道特別会計は、一般会計と同様に現金主義で、企業会計制度を適用しておりません。この場合については、歳入から歳出を控除した決算の剰余額から支払い繰り延べ、事業繰越額を控除し、建設改良費以外に充当させた起債残高を加えたものをもって、法非適用の公営企業の資金不足としております。

ここの表のとおり、資金剰余額がございますので、資金不足比率は発生しておりません。以上、簡単ですが説明を終わります。

議長（秋長正幸君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第11 議案第37号 専決処分の承認について（小豆島町税条例の一部を改正する条例について）

議長（秋長正幸君） 次、日程第11、議案第37号専決処分の承認について（小豆島町税

条例の一部を改正する条例について)を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長(塩田幸雄君) 議案第37号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、地方税法及び高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部が改正されたことに伴い、小豆島町税条例の一部改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議員の皆様のご承認をいただこうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(秋長正幸君) 税務課長。

税務課長(松尾俊男君) 議案第37号小豆島町税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましてご説明させていただきます。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が6月30日に公布され、同日施行されたことに伴い本町の税条例につきましてもその一部を改正する必要が生じたので、6月30日付で専決処分したものでございます。

地方税法等の改正につきましては、例年3月末に行われておりますが、ことしは東日本大震災の影響によりまして6月末になったものでございます。

それでは、今回の地方税法等の改正に伴う本町税条例の一部改正につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案集は12ページになります。

まず、第61条は、固定資産の課税標準について規定しております。今回の改正につきましては、地方税法第349条の3に第7項が追加された関係で、地方税法から条例に引用する条文の項ずれが生じたことにより、右側のアンダーラインの部分、第349条の3「第11項」であったものが「第12項」となったものでございます。したがって、町条例自体の内容的な変更はございません。

次に、ページ一番下から13ページにかけてのアンダーライン部分につきましても、同じく項ずれに伴う改正で、内容的な変更はございません。



次に、議案集13ページの附則第10条の2ですが、ここでは新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について規定をいたしております。

これにつきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴い、右側アンダーライン部分の「同法第31条の規定による認定」が、左側アンダーライン部分のように「同法第7条1項の登録」に変更になったことによるものでございます。

次に、その下になりますが、本条例の改正に伴う附則ですが、それぞれの施行期日及び経過措置等について記載をいたしております。以上、大変簡単ですが、平成23年6月30日付の専決処分に係る小豆島町税条例の一部を改正する条例の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第37号は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第12 議案第38号 専決処分の承認について（平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第3号））

議長（秋長正幸君） 次、日程第12、議案第38号専決処分の承認について（平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第38号専決処分の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、苗羽小学校の老朽化に伴い、天井ボードが一部落下し、すべてにその危険性が危惧されるため、撤去、復旧に係る経費が緊急に必要となりましたので、平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により9月2日付で専決処分としたものであり、同条第3項の規定により、議員の皆様のご承認をいただくとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

企画財政課参事課長（松本 篤君） 議案第38号専決処分の承認について、専決事項でございます、平成23年度小豆島町の一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の16ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ429万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を73億316万3千円とするものであります。

続きまして、歳入の補正でございます。右側のページをごらんいただけたらと思います。

19款繰越金でございます。こちらは前年度繰越金420万9千円でございます、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応いたしております。

次に、歳出でございます。

10款2項小学校費、目で言いますと学校管理費となります。こちらは、児童の安全確保を第一に考えまして、落下した天井を速やかに復旧するとともに、同一構造の教室の点検

を現計予算で対応した結果、今後予算不足が見込まれるため、修繕料79万4千円、委託料3万5千円を計上いたしております。また、同一構造の14教室などの天井補強工事費346万5千円を計上いたしており、合計で429万4千円となっております。

簡単でございますが、以上で説明を終わります。

議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第38号は承認することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第38号は承認することに決定されました。

~~~~~

日程第13 議案第39号 平成22年度小豆島町歳入歳出決算認定について

議長（秋長正幸君） 次、日程第13、議案第39号平成22年度小豆島町歳入歳出決算認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第39号平成22年度小豆島町歳入歳出決算認定について提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年度小豆島町一般会計及び国保会計などの8つの特別会計並びに水道、病院、介護老人保健施設の3つの事業会計の歳入歳出決算が調製されましたので、地方自治法及び公営企業法の規定に基づき議会の認定を求めるものでございます。

議長（秋長正幸君） お諮りします。

本件については、担当課長の概要説明及び質疑を省略し、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、本案については8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

お諮りします。

ただいま設置が決定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名するということになっております。委員8名の選任方法については、さきの議会運営委員会で協議の結果、総務建設常任委員会から4名を、教育民生常任委員会から4名をそれぞれ選任していただくということになりましたので、その者を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員の選任については、総務建設常任委員会及び教育民生常任委員会からそれぞれ4名を選任することに決定されました。

ただいまから休憩をとりますので、休憩中に各常任委員会を開催し、それぞれ4名の選任をお願いします。なお、総務建設常任委員会は委員会室、教育民生常任委員会は議員控室を使用してください。

また、各常任委員会の委員長は、委員が決まりましたら、お手数ですが私のところまでご報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 5 時13分

再開 午後 5 時19分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会委員の選任が行われましたので報告します。

総務建設常任委員会からは藤本傳夫議員、植松勝太郎議員、鍋谷真由美議員、森口久士議員の 4 名が、教育民生常任委員会からは渡辺慧議員、安井信之議員、中江正議員、新名教男議員の 4 名がそれぞれ選任されたとの報告がありましたので、以上の 8 名を決算特別委員会の委員に指名します。

たびたび休憩をとって申しわけありませんが、暫時休憩をします。

休憩中に、ただいま決まりました決算特別委員会の委員の皆さんは、恐れ入りますが委員会室で正副委員長の互選をお願いします。なお、正副委員長が決まりましたら、委員長はお手数ですが私のところまでご報告願います。

それでは、暫時休憩します。

休憩 午後 5 時21分

再開 午後 5 時22分

議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会を開催し、正副委員長が選任されましたのでご報告します。

決算特別委員会の委員長に藤本傳夫議員、副委員長に渡辺慧議員、以上のように決まりましたことをご報告します。

なお、審査報告は12月定例会でお願いします。

~~~~~

日程第 1 4 議案第 4 0 号 小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について

日程第 1 5 議案第 4 1 号 公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更について

日程第16 議案第42号 小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認について  
日程第17 議案第43号 公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の  
変更について

議長（秋長正幸君） 次、日程第14、議案第40号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についてから日程第17、議案第43号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更についてまでを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長（塩田幸雄君） 議案第40号小豆島町の区域内にあらたに生じた土地の確認についてから、議案第43号公有水面埋立てに伴いあらたに生じた土地の字の区域の変更についてまでの提案理由のご説明を申し上げます。

議案第40号から議案第43号までは、内海港埠頭用地建設事業による公有水面埋立てが成功したことに伴い、土地の確認と編入いたします字の区域の変更を行おうとするものでございます。

議長（秋長正幸君） ただいま議題となっております議案第40号から議案第43号までは、担当課長の概要説明及び質疑を省略し、総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号から議案第43号までは総務建設常任委員会に付託することに決定されました。

なお、議案の審査報告はあす9月22日の本会議をお願いをいたします。

~~~~~

日程第18 請願第1号 漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置に関する国への  
意見書の提出を求める請願書

議長（秋長正幸君） 次、日程第18、請願第1号漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税

措置に関する国への意見書の提出を求める請願書については、会議規則第91条第1項に基づき、請願文書表の配付とともに、所管する常任委員会に付託することとなっております。

お手元に配付しております請願文書表のとおり、総務建設常任委員会に付託しましたので報告します。

なお、請願第1号の審査報告は明日9月22日の本会議にお願いをいたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

次回は明日9月22日に会議を開きます。

なお、台風15号の影響で議事に変更が生じておりますが、明日の日程は9月14日の議会運営委員会で決定したとおり、最初に総務建設常任委員会を開催した後、本会議は午前11時の開会とします。

大変お疲れでございました。ご苦労さまでした。

散会 午後5時25分